

## 横浜みどりアップ計画の推進について

平成20年7月24日に開催された環境創造・資源循環委員会において、請求のありました資料について、次のとおり提出いたします。

- 1 事業費の積算根拠（新規・拡充の区分を含む。）
- 2 樹林地保全施策における優遇措置等
- 3 緑の基本計画（平成9年策定）について
  - (1) 緑のオープンスペース20%の確保状況（樹林地、農地、公園の目標数値と各年度ごとの実績数値）
  - (2) 個別事業の目標数値と各年度ごとの実績数値（市民の森、ふれあいの樹林、源流の森(旧水源の森)、緑地保存地区）
- 4 緑の基本計画、水と緑の基本計画及び横浜みどりアップ計画新規・拡充施策の関係
- 5 水緑率35%の内、担保済みの15%（行政主体分8%、協働分7%）以外の20%（民間所有分）の分析
- 6 屋上緑化及び壁面緑化について
  - (1) 助成実績（件数・面積）
  - (2) 5か年の目標
  - (3) これまでの事業効果（市民の声など）
- 7 校庭の芝生化について
  - (1) 実現のための具体的な方策
  - (2) 事業費
  - (3) 他都市等の事例
- 8 街路樹の維持管理について
  - (1) 維持管理経費の実績（過去10か年）
  - (2) 現在の維持管理の課題
  - (3) 今後の維持管理費の見込み（対象量の増加と維持管理経費）
- 9 生産緑地について
  - (1) 指定件数と面積の推移（制度開始から）
  - (2) 買取申出及び買取の実績（件数・面積）

# 1 事業費の積算根拠（新規・拡充の区分を含む。）

※ 現在調整中の「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）」について、その事業費の積算の考え方等をまとめた資料です。

※ 事業費については、総計との関係で、一部、端数の調整を行っています。

## (1) 樹林地を守る施策 <平成21年度～25年度事業費概算合計 約489.9億円>

### ア 継続保有の促進（できるだけ持ち続けてもらう）

施策	事業名	事業内容・積算の考え方	5カ年事業費	備考
●緑地保全制度等の拡充	○緑地保全制度等の拡充	特別緑地保全地区や源流の森の指定面積要件を「5,000㎡以上」から「1,000㎡以上」へ引き下げるとともに、小規模樹林地(300㎡以上)の緑地について、所有者と市が公開を条件に契約すると固定資産税等や維持管理の負担の軽減が図れる「市民緑地」や所有者と市が協定を締結することにより管理負担の軽減や相続時の評価減が図れる「管理協定」の導入を図ります。	—	新規
●篤志の奨励制度	○篤志の奨励制度	公開に協力いただいた土地所有者の厚意に対し、謝意を表する看板を設置するなど、顕彰する制度を進めます。	—	新規

### イ 維持管理推進（安心して持ち続けてもらう）

施策	事業名	事業内容・積算の考え方	5カ年事業費	備考
●安全・明るい森づくり 別紙1-1	○緑地再生・管理事業	特別緑地保全地区等の指定地や市有緑地について、間伐や、民地との境界部の草刈り等の管理を行います。 * 間伐による一斉手入れ(1,596ha) : 3,352百万円 * 民地境界部草刈り等 新規分外周(延べ425km) : 127百万円 拡充分外周(延べ660km) : 132百万円 その他愛護会等による管理 : 120百万円	37.3億円	新規・拡充 (管理対象面積等の拡大)
	○緑地防災・安全対策事業	市民の森等の斜面緑地を対象に、危険斜面の整備や、民地との境界部の危険樹木の撤去等を行います。 * 危険斜面整備(400㎡×5箇所) : 100百万円 * 外周樹木撤去等 新規分外周(延べ425km) : 127百万円 拡充分外周(延べ660km) : 66百万円	2.9億円	拡充 (管理対象面積等の拡大)
	○市民協働による緑地維持管理事業	協働により緑地保全管理計画を策定し、市民による緑地の維持管理をすすめます。 * 委託費等 : 40百万円	0.4億円	拡充 (管理対象面積等の拡大)
●森の守り人の育成 別紙1-2	○森づくりマイスター等育成事業	森の手入れ活動を行う「森づくりボランティア」、森づくりボランティアを指導する「森づくりマイスター」、大規模な市民の森等で来園者に森の情報を提供し案内を行う「はまレンジャー」を育成し、活用します。 * 「森づくりボランティア」(250人、年6回程度講座) : 3百万円 * 「森づくりマイスター」(25人) : 6百万円 * 「はまレンジャー」(25人) : 4百万円	0.1億円	新規・拡充 (森づくりに携わる新たなボランティアの育成)
	○愛護団体活動アップ支援事業	市民の森愛護会等で、より積極的に活動を展開する団体に対し、新たに技術支援等を行います。 * 必要機材・技術等の支援(50団体) : 25百万円	0.3億円	新規
	○森づくりボランティア活動助成事業	活動を支援するための助成制度を創設します。 * 助成制度の創設(延べ195団体) : 39百万円	0.4億円	新規

ウ 利活用促進 (里山を活かした楽しみと資源の活用)

施策	事業名	事業内容・積算の考え方	5カ年事業費	備考
●森の楽しみづくり 別紙1-3	○景観の森・生き物の森事業	市民の森等で、新緑や紅葉等が美しく、野鳥や昆虫が好む樹種を新たに植樹します。 *植樹(25ha) : 25百万円	0.3億円	新規
	○森の中のプレイパーク事業	「北の森」、「南の森」などの樹林地の一角に、樹林地版プレイパークを設置し、「木育」の実践等を行います。 *初期整備費(5箇所) : 25百万円 *運営費等(延べ15箇所) : 75百万円	1.0億円	新規
	○森の収穫物体験事業	竹林や農地のある市民の森等で、その森で採れる収穫物を用いた「森の恵みレストラン」(イベント)などを開催します。 *収穫物体験(4箇所、1回/年) : 8百万円	0.1億円	新規
	○里山ライフ体験事業	里山の景観と古民家を活用した生活・慣習や間伐・田植え等を楽しむ里山ライフを体験していただきます。 *里山体験(古民家のある樹林地2箇所、2回/年) : 2百万円	0.02億円	新規
	○健康の森事業	市民に身近な市民の森等をコースに組み込んだ健康ツアーやウォーキングを各種団体等と連携し、開催します。 *距離標設置費(10箇所) : 5百万円 *イベント関連費(18区、1回/年) : 9百万円	0.1億円	新規
	○横浜の森の自然・生き物情報発信事業	市民の森等の周知・利用促進を図るため、自然・生き物情報をパンフレット等で提供します。 *調査費、パンフレット等製作費など(21年度のみ) : 9百万円	0.1億円	新規
●森づくり市民提案制度の創設 別紙1-4	○みどりの夢かなえます事業	森づくりに特化した市民提案制度を創設し、市民協働による樹林地の維持管理を推進します。 *市民提案型事業の創設(15件) : 45百万円	0.5億円	拡充 (森づくりに特化した提案制度)
●森の資源循環促進 別紙1-5	○間伐材資源循環事業	森林管理で生じたせん定枝や間伐材をチップ化し、再利用を促進します。また、間伐材等の木質バイオマスの利活用、間伐材製品の商品開発、販売、PR等を行う事業スキームを構築します。 *間伐材チップ化促進(延べ600回) : 85百万円	0.8億円	拡充 (現在行っているモデル事業の事業化)
	○間伐材活用クラフト作成事業	間伐材からクラフト素材を作成し、ウェルカムセンター等でクラフト作成ワークショップ等を開催します。 *クラフト素材製作等 : 10百万円	0.1億円	新規
●ウェルカムセンター等の整備 別紙1-6	○愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業	森づくりボランティアや愛護会活動を活性化するために、道具置き場や間伐材の加工ができる小屋等を整備します。 *活動拠点整備(50㎡、5箇所) : 120百万円	1.2億円	新規
	○ウェルカムセンター整備事業	活動拠点の機能も備えたウェルカムセンターを設置し、市民が森を利用しやすい環境をつくとともに、森のボランティア活動に対する市民の理解と参加を促します。 *ウェルカムセンター整備(活動拠点併設 175㎡、規模の大きな市民の森5箇所) : 258百万円	2.6億円	新規
●森林教室等の開講 別紙1-7	○森の恵み塾事業	樹林地保全に関心のある市民を対象に、森林教室を、区役所等と連携して開催します。 *森林教室等の開催(3拠点、12コース/年) : 90百万円	0.9億円	新規

エ 確実な担保 (いざという時の買取りなど)

施策	事業名	事業内容・積算の考え方	5カ年事業費	備考
●緑地保全制度等の拡充 別紙1-8	○特別緑地保全地区指定等拡充事業	緑地保全制度の適用対象面積の引下げや新たな制度の導入等を検討します。また、緑地保全制度を土地所有者に重点的に周知することで、地区指定を進めるとともに、特別緑地保全地区指定等を条件に、相続等不測の事態に対応した買取りを行います。 *土地の買取り：41,641百万円 市街化区域(平均実績単価49千円/㎡、36ha) 市街化調整区域(平均実績単価21千円/㎡、115ha) *指定に伴う測量費(2,100千円/ha)：2,439百万円	440.8億円	拡充 (指定及び買入れの拡充)
●よこはま協働の森基金制度の見直し	○よこはま協働の森基金制度の見直し	樹林地保全施策全体の中で制度のあり方を検討するとともに、より活用される制度とするため、適用条件の緩和等を図ります。	—	拡充 (樹林地施策全体の中での制度拡充の検討)
●国への制度要望	○国への制度要望	相続税の納税対象に緑地が含まれる場合は、緑地の保全を優先すること、また、緑地保全等に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充等を国に対し要望していきます。	—	継続

(2)農地を守る施策 <平成21年度～25年度事業費概算合計 約57.0億円>

ア 継続保有の促進 (できるだけ持ち続けてもらう)

施策	事業名	事業内容・積算の考え方	5カ年事業費	備考
●生産緑地制度等の活用 別紙2-1	○生産緑地制度の活用	生産緑地制度を積極的に活用することで、指定拡大を図ります。	—	拡充 (制度の積極的な活用)
	○農園付公園整備事業	借地公園制度を活用して分区園を主体とする都市公園を整備することにより、大部分を農地の形態のままでも保全活用を図ります。 *農園付公園の整備(5,000㎡規模・10箇所、1,000㎡規模・25箇所)：750百万円	7.5億円	新規・ 拡充 (制度の積極的な活用)

イ 農業振興 (地産地消などに着目した農業振興策)

施策	事業名	事業内容・積算の考え方	5カ年事業費	備考
●地産地消の推進 別紙2-2	○共同直売所の設置支援事業	多機能型の共同直売所の整備に際し、支援を行います。 *共同直売所の設置支援(2箇所、50%補助)：200百万円	2.0億円	新規
	○収穫体験農園の開設支援事業	市民に手軽な農体験の場を提供するため、収穫体験農園の新規開設を支援します。 *収穫体験農園開設支援(設置目標23ha、資材購入費50%補助等)：293百万円	2.9億円	新規
●施設の省エネルギー化の推進、生産用機械のリース方式による導入 別紙2-3	○施設の省エネルギー化推進事業	生産温室について、省エネ型の施設の導入に対して、助成します。 *省エネルギー型の施設導入(80%補助)：221百万円	2.2億円	新規
	○生産用機械のリース方式による導入事業	リース農業機械の活用により近代化を図ります。 *リース農業機械の活用(50%補助)：150百万円	1.5億円	新規

ウ 農地保全 (周辺環境との調和と生産性向上)

施策	事業名	事業内容・積算の考え方	5カ年事業費	備考
●田園景観や水田の保全対策  別紙2-4	○田園景観保全事業	農地の多面的機能を評価し、水利組合など地域の農地管理を担う団体等に対し支援を行うことで、遊休農地発生予防と景観保全を図ります。 * 集团的農地の維持管理奨励(50千円/ha、500ha/年) : 125百万円 * 水田保全契約奨励(300千円/ha、50ha/年) : 75百万円	2.0億円	新規
●生産基盤整備の拡充  別紙2-5	○かんがい施設整備事業	農地の安定的利用に効果のある畑地かんがい施設について、防災協力農地への登録を条件に、面積要件を緩和し、小規模集団農地への整備を可能とします。 * 1ha以上2ha未満 畑地かんがい施設整備(3地区、100%補助) : 180百万円 * 0.5ha以上1ha未満 畑地かんがい施設整備(簡易)(4地区、50%補助) : 10百万円	1.9億円	拡充 (補助対象の拡大)
●不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備  別紙2-6	○不法投棄対策事業	農業専用地区など、夜間人通りの少ない集団農地で多発してる不法投棄を予防するシステムを構築します。 * 監視警報装置設置・維持管理(10地区、30基) : 63百万円 * 警備・住民によるパトロール等(10地区等) : 35百万円	1.0億円	新規
	○環境配慮型施設整備事業	農薬飛散、臭い、野焼きなど、農業活動に伴い生じる周辺住民とのトラブルを軽減するため、必要な資機材等の導入支援等を行います。 * 環境配慮型施設整備事業 : 294百万円 農薬飛散防止ネット(32ha) たい肥散布を短時間でを行う機械(12台) せん定枝のたい肥化機械(6組) 牧草による周辺環境対策(40地区) 農作物残さ対策の検討 等	2.9億円	新規

エ 担い手育成 (農業を支える多様な担い手)

施策	事業名	事業内容・積算の考え方	5カ年事業費	備考
●機械作業の受託組織の育成 別紙2-7	○機械作業受託組織育成事業	農業機械による作業ができない農家のため、地域に根ざした農業機械作業を受託する組織を育成し、農地の荒廃を防止します。 *組織設立の検討・準備(3地区) : 3百万円 *受託組織育成(3地区) : 3百万円 *受託用農業機械購入助成(3地区) : 51百万円 *その他経費	0.6億円	新規
●コーディネーターの活用 別紙2-8	○担い手コーディネーター育成・派遣事業	市民協働による農作業を促進するため、市民と農家の橋渡しができる人材を派遣し、労働力不足の農家への支援や市民農園の拡充を図ります。 *コーディネーターによる援農の拡大(2組織) : 30百万円 *援農コーディネーター育成講座(2講座) : 5百万円 *農園開設コーディネーター研修 : 4百万円	0.4億円	新規
●農業後継者・横浜型担い手育成 別紙2-9	○農業後継者・横浜型担い手育成事業	農業経営士の個別指導により、後継者を育成します。また、法律に基づく「認定農業者」のほか、環境保全型農業推進者等を横浜型担い手として認定し、都市農業経営を支援します。 *農業経営士講師謝金(18人/年) : 9百万円 *経営改善支援 認定農業者(50件、50%補助) : 50百万円 横浜型の担い手農業者(50件、30%補助) : 30百万円	0.9億円	新規
	○新規就農等促進事業	農業に参入したい福祉法人や企業の参入促進のため、市が土地所有者から土地を借り、特定法人へ貸し付ける事業を拡充して進めます。	—	拡充 (制度の積極的な活用)
●農地の貸し手への支援 別紙2-10	○農地貸付促進事業	農地の長期(6年以上)貸付を行う所有者を支援することで、安定的な貸借を促進し、農地の保全を図ります。 *長期(6年以上)貸付奨励金交付(33千円/10a、毎年14ha誘導) : 69百万円	0.7億円	新規

オ 確実な担保 (いざという時の買取りなど)

施策	事業名	事業内容・積算の考え方	5カ年事業費	備考
●公的機関による買取り及びあっせん 別紙2-11	○市民農園用地取得事業	相続税支払いのため手放さざるを得ない農地について、市が買い取り、幅広く市民が利用できる市民農園を開設します。 *農地買収費(8ha) : 2,400百万円 *農園整備費(8ha) : 320百万円 *農園管理委託(毎年1.6haずつ増加、初年度1.6ha~5年目8ha) : 18百万円	27.4億円	新規
	○農地流動化促進事業	規模拡大希望農家等の農地取得を支援するため、神奈川県農業公社と連携し、農地の流動化を促進します。 *利子補てん(原則2年間、1年目4ha・2年目以降8ha) : 270百万円 *管理費(原則2年間、1年目4ha・2年目以降8ha) : 40百万円	3.1億円	新規
●国への制度要望	○国への制度要望	相続税納税猶予制度の対象となる農地の拡大や、貸付農地や市民農園等に対する相続税評価の軽減について、国へ要望を行います。	—	継続

(3) 緑をつくる施策 <平成21年度～25年度事業費概算合計 約56.1億円>

ア 緑化の推進 (地域で取組めば効果もアップ)

施策	事業名	事業内容・積算の考え方	5カ年事業費	備考
●地域緑の まちづくり 別紙3-1	○地域緑化計画 策定事業	コーディネーター派遣等により、地域緑化計画の策定を支援します(計画検討等、ルール検討、ルール運用)。 * 地域緑化計画策定事業(1地区あたり3カ年、6地区/年、30地区) : 396百万円	4.0億円	新規
	○民有地地域緑化助成事業	助成率・対象の拡大等により、地域緑化計画に基づく民有地緑化を推進します。 * 地域緑化助成(18地区) : 540百万円 * 屋上緑化助成(18地区) : 540百万円	10.8億円	新規
	○公共施設地域緑化事業	地域緑化計画に基づき公共施設の緑化を推進します。 * 公共施設緑化(18地区) : 504百万円 * 公共施設屋上緑化(18地区) : 378百万円	8.8億円	新規
●公共施設 緑化と民有 地緑化助成 の拡充 別紙3-2	○民有地緑化助成事業	民有地への屋上壁面緑化助成や名木古木保存事業などの制度拡充、緑化用樹木の配布等により、市民による緑化の取組みを支援します。 * 保育園・幼稚園芝生化(20園/年) : 50百万円 * 区民花壇事業(花やぐ横浜)(20箇所/年) : 50百万円 * 生垣設置事業(250m/年) : 25百万円 * 屋上緑化助成(住宅用用途にも対象を拡大、助成率50%) : 25百万円 * 名木古木保存事業(20本/年、協定+一時金、維持管理費等50万円/年、診断費用の50%助成) : 50百万円	2.5億円	新規 ・ 拡充  (助成対象等の拡大)
	○公共施設緑化事業	公共施設の緑化を更に推進します。 * 公共施設緑化(2ha/年) : 500百万円	5.0億円	拡充 (取組推進)
	○公共施設緑化管理事業	良好な管理を推進します。 * 公共施設緑化管理(123ha/年) : 1,750百万円	17.5億円	拡充 (取組推進)
●街路樹の 維持管理 別紙3-3	○いきいき街路樹事業	街路樹のせん定頻度を高めることで、都市の美観を向上させ、樹木の健全で良好な生育を図ります。 * せん定頻度の引上げ(現在の5年に1回程度を3年に1回程度に) : 750百万円	7.5億円	拡充  (せん定頻度の引上げ)
●民有地緑化の誘導等	○民有地緑化の誘導等	基準以上の緑化を行った場合には、固定資産税等を減免する制度の導入を図ります。一定規模以上の敷地に建築を行う場合に緑化を義務付ける緑化地域制度等をはじめ、諸制度を効果的に運用し、かつ充実化を図ります。 また、継続して国への制度要望(緑化地域制度の拡充)を行います。	—	新規

## 安全・明るい森づくり

樹林地のイメージアップを図り、多くの市民が安全に市民の森等を利用できるように、手入れが行き届かない樹林を、市民とともに保全管理計画を立て、明るく安全な森として再生させます。

### 1 緑地再生・管理事業 【新規・拡充】

里山の森は、手入れを十分にせず放置すると林の中が暗くなり、植生が貧弱になってしまいます。明るく、多様な動植物が息する健全な森とするため、特別緑地保全地区等の指定地や市有緑地のうち必要な箇所について、間伐を主とした一斉手入れ等を行います。

また、民地との境界部においても草刈りを実施する等、樹林地を良好な状態で管理します。



暗い樹林地

- \* 間伐による一斉手入れ : 3,352 百万円  
3 百万円/ha×1,596ha（既存分 510ha、新規分 1,086ha）×0.7=3,352 百万円  
（市民の森等の保全状態等から指定地の 7 割を対象とする）
  
- \* 民地境界部草刈り等 : 379 百万円  
新規分 外周（延べ 425km）×草刈幅（3 m）×0.1 千円/m<sup>2</sup>=127 百万円  
拡充分 外周（延べ 660km）×草刈幅（2 m）×0.1 千円/m<sup>2</sup>=132 百万円  
その他愛護会委託等による管理 120 百万円

### 2 緑地防災・安全対策事業 【拡充】

市民の森等を市民が安全に活用できるように、危険斜面の崩壊予防等の整備を行います。また、民地と接している樹林地外周部において、危険樹木の撤去等を実施します。



住宅にがけ崩れ



住宅屋根に倒木

\* 危険斜面整備 : 100 百万円  
危険斜面  $400 \text{ m}^2 \times$  施工単価  $50 \text{ 千円/m}^2 \times 5 \text{ 箇所} = 100 \text{ 百万円}$

\* 外周樹木撤去等 : 193 百万円  
新規分 外周 (延べ  $425\text{km}$ )  $\times 1 \text{ 本/}230\text{m} \times 69 \text{ 千円/本} = 127 \text{ 百万円}$   
拡充分 外周 (延べ  $660\text{km}$ )  $\times 1 \text{ 本/}690\text{m} \times 69 \text{ 千円/本} = 66 \text{ 百万円}$

### 3 市民協働による緑地維持管理事業 【拡充】

管理水準等を明確化した保全管理計画を市民との協働で策定し、この計画に基づいて樹林地の維持管理を実施します。

\* 委託費等 : 40 百万円  
 $8 \text{ 百万円/年} \times 5 \text{ 年} = 40 \text{ 百万円}$

## 森の守り人の育成

市民との協働により、森の手入れ等の維持管理を推進するとともに、市民の利用を促進するため、森にかかわる人材育成を進めます。

また、森づくりに携わる市民の森等の愛護会活動への支援を拡充し、市民協働による樹林地保全活動の拡大を図ります。

### 1 森づくりマイスター等育成事業 【新規・拡充】

#### (1) 森づくりボランティア

森の手入れ活動をするボランティアを育成します(250人)。四季折々の手入れがあることから、年間6回程度の講座を開催します。

\* 0.6百万円/年×5年＝3百万円

#### (2) 森づくりマイスター

森づくりボランティアの経験者で、森づくりボランティアを指導する立場の人材を育成します(25人)。

また、育成したマイスターを森づくりボランティア活動の場に派遣し、活動を活発化します。

\* 1.2百万円/年×5年＝6百万円

#### (3) はまレンジャー

10ha以上の大規模な市民の森で来園者に森の情報を提供し、案内を行うはまレンジャーを養成し、活用します(25人)。

\* 0.8百万円/年×5年＝4百万円

### 2 愛護団体活動アップ支援事業 【新規】

市民の森愛護会、ふれあいの樹林愛護会等で、維持管理水準等を高めるため、より積極的に活動を展開する団体等に対し、新たに、必要機材や技術についての支援等を行います。

\* 50団体×0.1百万円/年×5年＝25百万円

### 3 森づくりボランティア活動助成事業 【新規】

ボランティアが森の保全活動を自主的、計画的に進めることが出来るよう、活動を支援するための助成制度を創設します(鎌、のこぎり等の道具の購入、活動たより等作成等)。

\* 0.2百万円×延べ195団体＝39百万円



## 森の楽しみづくり

横浜の貴重な森が「人と生き物がふれあう森」、「老若男女にとって、わくわく・うれしい・楽しい森」になり、その恩恵を市民一人ひとりが受けることができるよう、森の存在のPRを進めると共に市民にとって存分に活用できる仕組みを作っていきます。

「北の森」（新治地区周辺緑地帯）や「南の森」（円海山周辺緑地帯）をはじめとして各地区で展開し、樹林地保全に対する市民の理解と協力を促進します。

※ 写真は全てイメージです

### 1 景観の森・生き物の森事業 【新規】

市民の森等に、新緑や紅葉等が美しく、野鳥や昆虫が好む樹木を新たに植樹します。

\* 1百万円×25ha=25百万円



### 2 森の中のプレイパーク事業 【新規】

「北の森」、「南の森」などの樹林地の一角に、落ち葉プール、木の砂場、ツリーハウス等を活用した樹林地版プレイパークを設置し、木とのふれあいを通じ森林環境を考える心を育てる「木育」の実践等を行います。

\* 初期整備費：5百万円×5箇所=25百万円

\* 運営費等：5百万円×延べ15箇所／5年=75百万円  
（1年に1箇所ずつ順次整備）



【北海道立旭川21世紀の森「森林学習展示館」】  
（北海道上川支庁ホームページより掲載）

【「木の砂場」：木枠の中に直径4cm程度の木の玉が敷き詰められた木製遊具】

### 3 森の収穫物体験事業 【新規】

竹林や農地のある市民の森等で、その森で採れる収穫物を用いた「森の恵みレストラン（イベント）」を開催します。

\* 0.4百万円×4箇所×1回/年×5年=8百万円



【森の恵みレストラン】

### 4 里山ライフ体験事業 【新規】

里山の景観と古民家を活用した生活・慣習や間伐・田植え等を楽しむ里山ライフを体験していただきます。

\* 0.1百万円×2箇所×2回/年×5年=2百万円



## 5 健康の森事業 【新規】

市民に身近な市民の森等をコースに組み込んだ健康ツアーやウォーキングを各種団体等と連携し、開催します。

また、距離標を設置します。

- \* 距離標設置費 : 0.5 百万円×10 箇所 = 5 百万円
- \* イベント関連費 : 0.1 百万円×18 区×1 回/年×5 年  
= 9 百万円



## 6 横浜の森の自然・生き物情報発信事業 【新規】

市民の森等の周知・利用促進を図るため、自然・生き物情報をパンフレット等で提供します。

- \* 調査費、パンフレット等製作費など (21 年度のみ) : 9 百万円

## 別紙 1-4<樹林地を守る>

◎利活用促進（里山を活かした楽しみと資源の活用）

# 森づくり市民提案制度の創設

市民から、森づくりの活動に関する提案を募集し、優れた提案の実現を支援する市民提案型事業を創設します。

## 1 みどりの夢かなえます事業 【拡充】

市民自身が直接参画して森を守り育てていくために、市民提案型事業を創設します。森づくりに特化した市民提案制度とし、市民協働による樹林地の維持管理を推進します。

\* 3百万円×3件×5年=45百万円



<富山県ホームページより掲載>

### 市民提案事業

木材製品の作成、設置  
森づくり研修の開催など



※写真はすべてイメージです

明るい良好な森として市民協働で維持管理を推進



## 森の資源循環促進

森を管理することで生じた間伐材やせん定枝等、森に眠る貴重な資源を活かし、利活用を図ります。また、横浜の森オリジナルの木製品をつくり、販売する等の可能性を検討します。

### 1 間伐材資源循環事業 【拡充】

森の手入れの促進、ボランティア活動の活発化を図るため、森林管理で生じたせん定枝や間伐材をその場でチップ化し、園路に敷く等、森での活用を進めます。

また、間伐材等木質バイオマスの更なる利活用や間伐材製品の商品開発、展示、販売、PR等の可能性を検討します。

＊間伐材チップ化促進

（チップー貸出しによるチップ化延べ600回）

17百万円×5年＝85百万円

※ 写真はすべてイメージです



【チップ化作業の様子】

（長野県須坂市役所ホームページより掲載）

### 2 間伐材活用クラフト作成事業 【新規】

間伐材からクラフト素材を作成し、「北の森」「南の森」「環境活動支援センター」をはじめ、ウェルカムセンター等でクラフト作成ワークショップ等を開催します。参加者は用意された素材を使い、自分だけのオリジナル木製品を作成します。

＊クラフト素材製作費等

2百万円/年×5年＝10百万円



【間伐材クラフト例】

（洞爺湖ガイドセンターホームページより掲載）

## ウェルカムセンター等の整備

愛護会や森のボランティアの活動を活性化し連携を深めるため、活動拠点を整備します。また、大勢の市民が横浜の森を利用し、その魅力を実感できるように、活動拠点機能をあわせ持ったウェルカムセンターを整備し、森のボランティア活動への理解と市民参加を促進します。

\* 写真はすべてイメージです

### 1 愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業 【新規】

愛護会や森づくりボランティア活動を活性化するために、維持管理活動が活発に行われている市民の森等を中心として、道具置き場や間伐材の加工ができる小屋等（50 m<sup>2</sup>程度）を整備します。

\*24 百万円× 5 か所=120 百万円  
（設計費、基盤整備費を含みます。）



【NPO 法人新里昆虫研究会活動小屋】  
（NPO 法人新里昆虫研究会ホームページより掲載）

### 2 ウェルカムセンター整備事業 【新規】

市民の森等に市民が気軽に立ち寄れる場所として、ウェルカムセンター（175 m<sup>2</sup>程度）を設置します。森の散策情報をはじめ、イベント情報や展示などの情報発信をするとともに、来園者に森の情報提供や案内をする「はまレンジャー」を配置し、市民が利用しやすい環境をつくれます。

また、ウェルカムセンターの一角に愛護会等の活動拠点の機能を備えることで、愛護会等活動に対する市民の理解を深める、活動への参加促進を図ります。

\* 51.5 百万円× 5 か所=257.5 百万円  
（設計費、基盤整備費を含みます。）



【裏磐梯ビジターセンター】  
（裏磐梯ビジターセンターホームページより掲載）

## 別紙 1-7<樹林地を守る>

◎利活用促進（里山を活かした楽しみと資源の活用）

### 森林教室等の開催

「北の森」（新治地区周辺緑地帯）、「南の森」（円海山周辺緑地帯）、環境活動支援センター等を活用し、体験学習や出前講座等、樹林地の特性を活かした多様なメニューによる環境教育を区役所等と連携して推進します。

#### 1 森の恵み塾事業 【新規】

樹林地保全に関心のある市民を対象に、森づくりボランティアへのステップアップにつながる森林教室を区役所等と連携して開催します。

\* 0.5 百万円 × 3 拠点 × 12 コース/年 × 5 年 = 90 百万円

※写真はすべてイメージです



## 緑地保全制度等の拡充

緑地保全制度の適用対象面積の引き下げや新たな制度の導入を検討します。また、緑地保全制度を土地所有者に重点的に周知することで、「市民の森」、「源流の森」、「特別緑地保全地区」などの地区指定を推進します。また、土地所有者の税負担の軽減や維持管理支援を図るとともに、いざというときの買取りなどによって樹林地の保全を図っていきます。

### 1 特別緑地保全地区指定等拡充事業【拡充】

#### (1) 地区指定の考え方

土地所有者ができるだけ緑地を持ち続けられるように、固定資産税等の減免や維持管理等の負担軽減ができる「市民の森」や「源流の森」、「緑地保存地区」の指定を推進します。

さらに、相続時の8割評価減などのメリットがある「特別緑地保全地区」の指定を拡大していきます。

また、これまで以上にきめ細かい保全策を講じるために、「特別緑地保全地区」や「源流の森」の指定面積要件を「5,000㎡以上」から「1,000㎡以上」への引き下げ、都市緑地法に基づく小規模緑地(300㎡以上)を対象とした「市民緑地」、土地所有者と市が協定を締結することにより土地所有者の管理の負担軽減や相続時の2割評価減などのメリットがある「管理協定制度」の導入を図っていきます。

#### (2) 事業の進め方

土地所有者アンケートの結果等により、土地所有者に緑地保全制度が十分に理解されていないことが判明したことから、制度の概要、制度拡充の方向性、指定のメリット等について、さらにきめ細かく周知・PRを図るとともに、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定を積極的に進めます。

地区指定を行った土地については、原則として特別緑地保全地区や近郊緑地特別保全地区の指定を条件に、相続等不測の事態に対応した買取りを行います。

#### (3) 積算の考え方

特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定面積(既指定分を含む)のうち、本市所有でない面積に過去の単年度買取面積割合3%を乗じて買取り面積及び事業費(買取り想定単価:市街化49千円/㎡、調整21千円/㎡(過去の実績より))を算出しております。

なお、土地の買取りに際しては、今後、増大する事業費に対応するため、積極的に国費を導入していきます。

新規拡充施策	5か年の合計
事業費	440.8億円
買入れ事業費	416.4億円
測量費	24.4億円
うち一般財源	89.4億円
指定予定面積(ha)【市街化区域】	69ha
買取面積(ha) (49千円/㎡:平均実績単価)	36ha
指定予定面積(ha)【市街化調整区域】	1,050ha
買取面積(ha) (21千円/㎡:平均実績単価)	115ha

## 【参考】保全施策の概要

(1) 横浜市の条例による制度（土地所有者との10年以上の契約による指定）

市民の森	源流の森	緑地保存地区
おおむね2ha以上の公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	市街化調整区域内のおおむね5,000㎡以上の一団の樹林地 (適用対象面積のおおむね1,000㎡への引き下げを検討)	市街化区域内のおおむね500㎡以上の一団の樹林地
土地所有者への支援等の内容		
①固定資産税・都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金 ③更新時の継続一時金交付	①固定資産税の減免 ②更新時の継続一時金交付	①固定資産税・都市計画税の減免 ②更新時の継続一時金交付 ③緑地相談制度

(2) 法による制度

特別緑地保全地区	近郊緑地特別保全地区
おおむね5,000㎡以上の一団の良好な自然環境を形成する緑地（適用対象面積のおおむね1,000㎡への引き下げを検討）	近郊緑地保全地域内の緑地で樹林地等に類する土地が良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さを有している土地
土地所有者への支援等の内容	
①固定資産税評価額が1/2 ②相続税評価額8割減（山林及び原野） ③相続税の延納利子税の利率の引き下げ ④相続等不測の事態等に、土地を買入れる旨の申出が可能	
市民緑地	
都市計画区域内の300㎡以上の一団の土地	
土地所有者への支援等の内容	
①地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理負担の軽減 ②契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、相続税が2割評価減 ③土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税	
管理協定制度	
特別緑地保全地区等土地の所有者と地方公共団体などが協定を結び、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度 協定期間は5年以上20年以下 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要な施設の整備に国の補助制度がある。	
土地所有者へのメリット	
①地方公共団体又は緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減。 ②特別緑地保全地区においては、相続税は特別緑地保全地区としての評価源に加え、契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、さらに2割評価減。	

## 別紙 2-1<農地を守る>

◎継続保有の促進（できるだけ持ち続けてもらう）

# 生産緑地制度等の活用

市街化区域に残された農地の固定資産税等の負担を軽減するため、生産緑地の指定を進めます。また、都市公園事業の借地公園制度（無償借地）を活用し、農園付の公園の整備を図ります。

### 1 生産緑地制度の活用【拡充】

生産緑地制度を積極的に活用することで、指定拡大を図ります。

### 2 農園付公園整備事業 【新規・拡充】

年々減少する農地について、借地公園制度を活用して分区園を主体とする都市公園を整備することにより、大部分を農地の形態のまま保全活用を図ります。

また、広場等を設け、身近な公園としても活用します。

#### (1) 分区園について

公園施設の1つで、公園内の一区域を複数の分区に割り、市民が野菜や花などを栽培することができる施設をいいます。1区画は、30㎡から50㎡です。

現在、市内には、3公園に分区園があり、指定管理者が管理運営を行っております。

#### (2) 積算の考え方

ア 5箇年事業費 750 百万円

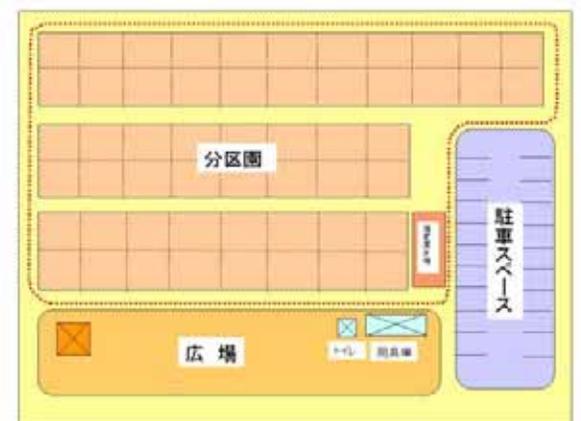
イ 単年度事業費 150 百万円

(ア) 1,000㎡×5箇所

(イ) 5,000㎡×2箇所 計 1.5ha/年

ウ 5年間整備面積 1.5ha×5年間＝ 7.5ha

#### 農園付公園の整備イメージ



#### (3) 整備（施設）イメージ

敷地規模 5,000㎡程度の場合

事業費：50 百万円

分区園 52～55 区画（30㎡/区）

駐車スペース 30 台程度

広場、用具庫、トイレ、小屋等

#### (4) 借地公園制度による農園付公園のメリット

土地所有者	<ul style="list-style-type: none"><li>・土地の大部分を農地の形態のまま所有し続けることが可能</li><li>・固定資産税及び都市計画税の減免</li><li>・20年以上の契約の場合には、相続税の4割評価減</li></ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・食の安全に関心が高まっている中で、自らの手で栽培、収穫を楽しむ機会が多く得られる</li><li>・一定規模の良好なオープンスペースが確保される</li></ul>

【参考 若草台第二公園（青葉区）分区園】



## 地産地消の推進

地産地消を進めるための共同直売所の整備支援を行います。また、畑や栽培温室で完熟した果物を収穫体験できる農園の増設を進めます。

### 1 共同直売所の設置支援事業 【新規】

共同直売所は、より鮮度の高い品揃えのある地場農産物を購入できるなど消費者ニーズが大きいことに加え、体験農園等と組み合わせることで市民が農に親しみ理解を深める場となること、地産地消の推進につながるなど、都市農業を発展させる上で大きな役割が期待されます。

共同直売所（2箇所）の設置に対し、支援を行います。

\* 200百万円×50%補助×2箇所＝200百万円

想定規模（敷地面積：2,000㎡、建物面積：400㎡、駐車場：50台、付帯設備）



### 2 収穫体験農園の開設支援事業 【新規】

ブルーベリーやイチゴといったもぎ取り体験ができる農園は、収穫だけを体験できる手軽さと味の良さなどから、近年人気が高まっており、市民が身近に地域の生産物を味わえる場となっています。また、収穫体験農園は、多品種・高品質生産など農業の多様化につながることから、都市農業としての将来性が大いに見込まれる一方、開設には、高度な設備や生産販売技術が必要です。

収穫体験のできる施設の設置に助成を行うとともに、農園案内等への支援を行います。

\* 吊棚等資材購入費の50%補助、農園案内等支援：

293百万円

#### 5ヵ年設置目標

ナシ・ブドウ	13ha
カキ	5ha
ブルーベリー	2ha
ミカン	2ha
イチゴ(ハウス)	1ha



## 施設の省エネルギー化の推進、 生産用機械のリース方式による導入

農業経営の存続の危機を招く燃料価格の高騰に対応し、農業生産温室等の省エネルギー化を進めることで、農業経営の安定化を図るとともに、環境負荷を軽減します。

また、農業経営を効率的に進めるために必要な農業機械等をリース方式により導入します。

### 1 施設の省エネルギー化推進事業 【新規】

農地の保全には、農業者が継続して農業経営が行えることが必要ですが、燃料価格の高騰により危機的な状況になっているため、省エネルギーの推進に積極的に取り組みます。特に、より効果的な技術が開発されつつある生産温室について、先進的な技術の導入により省エネルギー化を一層推進するため、通常の温室に加えて設置される、二重ハウスや保温用カーテンなどの省エネ型施設の導入費用に対して、助成します。

\* 1.8 百万円/10a×80%×120 棟=173 百万円、ほか

### 2 生産用機械のリース方式による導入事業 【新規】

能力や意欲はあるが、経営規模が小さいため、高性能の農業機械を導入できない農家が、地域で共同利用する場合に、リース方式による導入を支援します。

リース方式は、購入と比べ、資金借入時の担保提供が不要で、税金や登録の問題もなく、互いが利用を融通しあうことにより、農地が保全できます。

市が、機械利用組合からの申込を受け、リース事業者の機械購入に助成し、リース料の軽減を図ります。

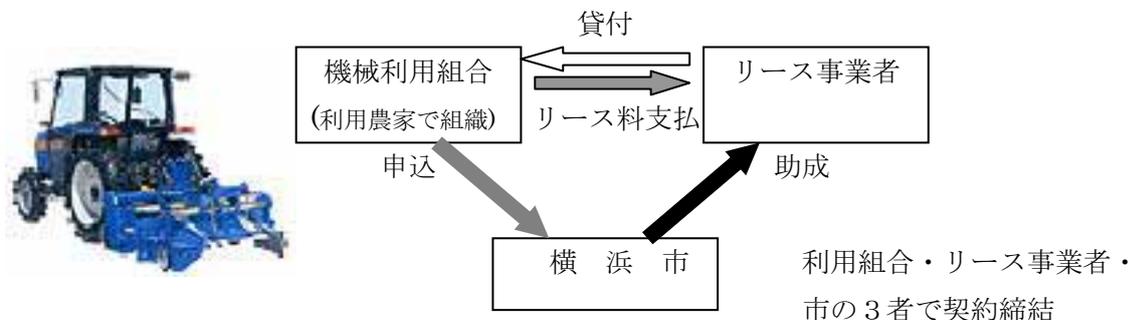
\* 3 百万円×50%×20 件/年×5 年=150 百万円

多機能型大型トラクター等導入機械標準額

(参考) 機械利用組合総負担額

3 百万円×50%×20 件/年×5 年×料率 (1.2) =180 百万円

#### 【リース事業のイメージ】



## 別紙 2-4<農地を守る>

◎農地保全（周辺環境との調和と生産性向上）

# 田園景観や水田の保全対策

農地が持つ、遊水機能、地下水涵養機能、ヒートアイランド緩和機能などの環境面を評価し、水利組合など地域の農地管理を行う団体等に奨励金を交付し、農地管理と景観保全を図ります。

## 1 田園景観保全事業

### (1) 集团的農地の維持管理奨励 【新規】

農地は、農作物を供給する生産の場であると同時に、地域の住民の生活にうるおいと安らぎをもたらし、多くの市民がその景観を享受しています。しかし、都市という立地条件に起因する、道路水路の清掃や管理、ゴミの投げ捨て対策、路上駐車対策など、営農環境を保つための維持管理が日々必要となっているのが現状です。これらの管理は、水利組合、土地改良区などの農業者の団体が行ないます。管理にかかる労力、費用は大きく、農地の荒廃をもたらす一因となっています。

市民と協働し管理に取り組む団体に対し支援を行います。

\* 集团的農地の維持管理奨励 : 50 千円/ha×500ha/年×5年=125 百万円

### (2) 水田保全契約奨励 【新規】

水田は、優れた田園景観を構成するのみならず、洪水防止機能や気候緩和機能など都市環境の保全上も重要な役割を担っています。しかし、収益性が低いことから、畑への転換や荒廃地化することが多く、年々減少の一途をたどっています。

市民共有の貴重な人為的自然環境として水田を保全するため、市との一定期間の契約を条件に支援を行います。

\* 水田保全契約奨励 : 0.3 百万円/ha×50ha/年×5年=75 百万円

## <参考> 水田の多面的機能

機能	内容
洪水防止機能	水田が雨水を貯め、ゆっくり放出することにより、洪水を防止・軽減する。
気候緩和機能	水面からの蒸発により気候（気温）を調整。また、農作物の光合成や蒸発散による光や熱の吸収により気温を下げる働きを持つ。
大気浄化機能	二酸化炭素を吸収し酸素を発生させるだけでなく、大気汚染物質である亜硫酸ガスや二酸化窒素等も吸収し無害な物質に変える働きを持つ。
景観・文化機能	「ふるさと」「田舎」のイメージで心に安らぎを感じるだけでなく、その地域の歴史や文化の伝承を担う。
生物多様性	水田及び用水路に生息する水田生物を育てる。都市の中で生物多様性を支える。

## 生産基盤整備の拡充

農地は、生産の場としての安定的な経営が可能となることによって保全されます。

そのため、従来から、圃場整備や農道の整備は実施してきましたが、とくに、畑地かんがい施設整備は幅広い作物の栽培や多様な経営形態の選択が可能となり、農地の貸し借りの促進や市民農園等の設置にも役立つなど、農地の保全に効果的です。

小規模の農地を対象とした畑地かんがい施設は、整備対象としてきませんでしたので、面積等の事業採択要件を緩和し、防災協力農地の登録を条件として整備を行います。地震等の発災時には、井戸のある避難場所として確保できます。

### 1 かんがい施設整備事業 【拡充】

#### 要件緩和の内容

従来、畑地かんがい整備は 2ha 以上の面積等を採択の要件としていましたが、この面積を緩和し、防災協力農地指定地での小規模集団農地への整備を可能とします。

現行

項目	要件	補助率
畑地かんがい整備	3戸以上 2ha 以上	農業専用地区 100%

拡充

項目	要件	補助率
畑地かんがい整備	3戸以上 1ha～2ha 未満 防災協力農地	100%

新規

項目	要件	補助率
簡易畑地かんがい整備	0.5ha～1ha 未満 防災協力農地	50%

※ 簡易畑地かんがい: おおむね 40m 程度の深さの井戸から取水しているかんがい整備

\* 畑地かんがい整備（3地区）【拡充】

60 百万円 × 3 地区 × 100% = 180 百万円

\* 簡易畑地かんがい整備（4地区）【新規】

5 百万円 × 4 地区 × 50% = 10 百万円

## 不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備

農地への不法投棄対策として、監視警報装置を設置するとともに、夜間パトロールやボランティア活動による清掃活動等を支援します。また、周辺環境に配慮した農業を進めるため、農薬飛散や臭気対策、作物残渣<sup>さ</sup>処分の推進のため必要な施設等整備を支援します。

### 1 不法投棄対策事業 【新規】

農業専用地区などは、夜間人目につきにくいことから、不法投棄が多発しています。

そこで、不法投棄監視警報装置を、30 基設置し、管理します（10 地区）。

また、警備会社へのパトロール委託（10 地区）を行うとともに、地域住民と農業者の合同の清掃活動（20 地区）などを支援します。

\*監視警報装置設置・維持管理 : 63 百万円

\*警備・住民によるパトロール等 : 35 百万円



### 2 環境配慮型施設整備事業 【新規】

農薬飛散や臭気、野焼きなど、農業活動に伴い生じる周辺住民とのトラブルを軽減するため、農薬飛散防止ネット、野焼きに替わる剪定枝の堆肥化機械など、必要な資機材等の導入支援や、牧草による土砂流出防止などにより、周辺環境との調和対策を進めるとともに、より効果的な農作物残渣<sup>さ</sup>の処分方法についても検討を行います。

\*周辺環境に配慮した生産環境整備 : 294 百万円

農薬飛散防止ネット 32ha

堆肥散布を短時間で行う機械 12 台

剪定枝の堆肥化機械 6 組

牧草による周辺環境対策 40 地区

農作物残渣<sup>さ</sup>の処分方法の検討



## 機械作業の受託組織の育成

農業者の高齢化や後継者不足によって、機械の使用が困難になり、耕うんなどの農作業ができなくなり、農地の荒廃化が進んでいます。

そこで、農作業を機械作業で請け負う受託組織を育成し、農地の荒廃化を防止します。

### 1 機械作業受託組織育成事業 【新規】

#### (1) 組織設立の検討・準備

機械作業を希望する農家や受託可能な農家・組織等のヒアリングを行いながら、農作業の種類や規模等地域の実情にあった組織設立の検討・準備を行います。

\* 1百万円×3地区=3百万円

(各地区準備・検討会10回開催、各組織の提案等を行います。)

<参考> 機械作業の受託組織とは、労働力のない農家から作業料金を受け、機械作業を請け負う組織のこと。

#### (2) 受託組織育成

受託組織を設立し、作業メニューの設定や、オペレーターの育成などの組織の活動を支援します。

\* 0.3百万円×3地区×平均3年=3百万円



#### (3) 機械導入助成

農作業受託組織が新たに導入する高性能の農業機械の導入に対して、助成します。

\* 受託用農業機械 : 17百万円×100%×3地区=51百万円

主な導入機械 (例)	高性能トラクター	4.5百万円
	高速代かき機 <sup>しろ</sup>	1.6百万円
	乗用型田植え機	1.8百万円
	自脱型コンバイン	5.5百万円
	水稻乾燥機	2.2百万円
	野菜自動定植機	1.4百万円
	計	17.0百万円

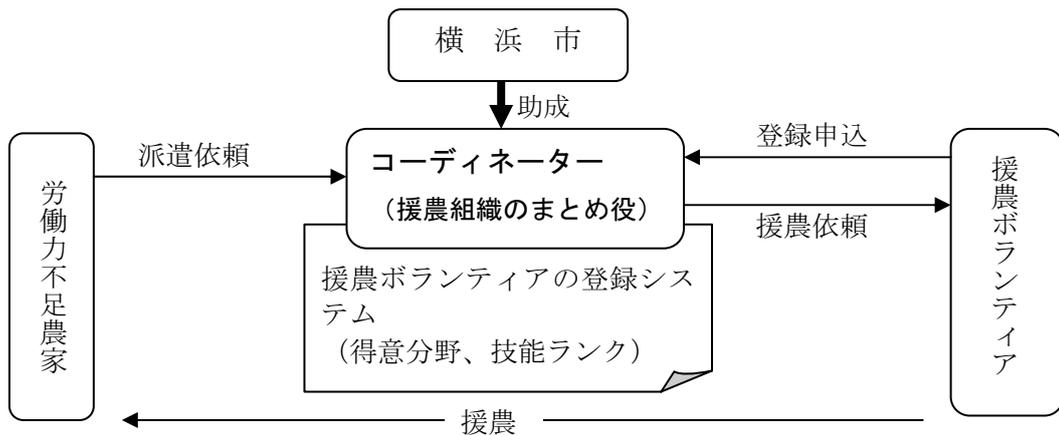
## コーディネーターの活用

集団的な優良農地の中に高齢化等による労働力不足農家や、非農家所有の農地が生じた場合、管理が行き届かず荒れ地となり、周辺農地に悪影響を及ぼし、地域全体の生産力を低下させてしまいます。

そこで、このような農地でも援農や市民農園を活用して耕作が継続できるよう、課題を抱えている農地所有者をサポートするコーディネーターを育成し派遣します。

### 1 担い手コーディネーター育成・派遣事業 【新規】

#### (1) コーディネーターによる援農の拡大



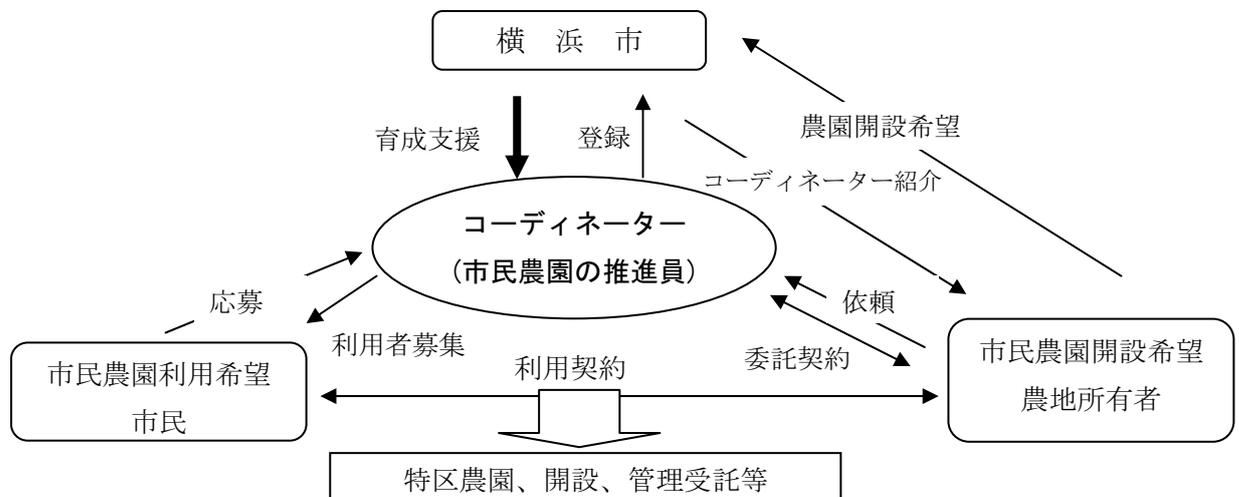
\* 2組織×3百万円×5年=30百万円

#### 援農コーディネーター育成講座

労働力不足農家と援農ボランティアとを結ぶ組織の運営をするコーディネーターを育成します。

\* 1百万円×5年=5百万円

#### (2) コーディネーターによる市民農園の増設



#### 農園開設コーディネーター研修

農園開設に必要な手続き、農園設計方法などの研修を行い、修了者を登録し、開設希望者に紹介します。

\* 0.8百万円×5年=4百万円

## 農業後継者・横浜型担い手育成

優れた農業経営を実践している農家の指導により農業後継者を育成するとともに、都市に良好な緑空間を提供し、新鮮で安心な地場農産物を供給する意欲的な横浜型担い手農業者に対し、その営農活動を支援します。

また、農業に参入希望する福祉法人や企業などへの農地の貸付を支援します。

### 1 農業後継者・横浜型担い手育成事業 【新規】

#### (1) 農業後継者の育成

新規就農予定者は栽培技術や販売知識などが未熟であるため、優れた農業経営を実践している農業経営士（県認定）のもとで1年間研修を行い、栽培技術や販売方法などを修得します。

- \* 農業経営士講師謝金  $0.1 \text{ 百万円} \times 18 \text{ 人/年} \times 5 \text{ 年} = 9 \text{ 百万円}$   
年間新規就農者30人の6割

#### (2) 横浜型担い手像の明確化と支援（横浜型担い手農業者の育成）

農業経営基盤強化促進法に基づき、労働時間の短縮や経営規模拡大などを目指す「認定農業者」は、小規模で多様な農業が営まれている横浜では、ほとんど国の支援基準を満たしませんが、農地を適正に保全し、市民に農産物を供給するうえでなくてはならない農業者として、市が支援を行います。

また、国の認定農業者のほか、環境に優しい農業を実践し、地産地消を積極的に推進するなど、市民が期待する農家（横浜型担い手農業者）に対し、経営改善に必要な機械・施設の導入等に支援します。

- \* 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者（補助率50%）  
 $2 \text{ 百万円} \times 50 \text{ 件} \times 50\% = 50 \text{ 百万円}$
- \* 横浜型の担い手農業者（補助率30%）  
 $2 \text{ 百万円} \times 50 \text{ 件} \times 30\% = 30 \text{ 百万円}$

#### 【横浜型担い手像】

環境保全型農業推進者や直売ネットワーク参加農家など。環境に優しい農業を実践し、地産地消を積極的に推進している意欲的な農業者

- ① 法に基づく認定農業者 176人（H20.3.31）
- ② 横浜市独自の環境保全型農業推進者 208人（H20.3.31）
- ③ 直売ネットワーク参加農家 291人（H20.3.31）（①～③は重複あり）

## 農地の貸し手への支援

担い手不足から耕作できなくなった農地を有効利用し、荒廃化を防ぎ、規模拡大を望む農家を支援するため、農業経営基盤強化促進法に基づき市が農地貸借の仲介を行っています。

しかし、現状は3年未満の短期貸借がほとんどで、借り手農家の安定経営が確保できていません。

そこで、規模拡大希望農家が長期間安定的に農地を借地できるよう、農地所有者を誘導します。このことにより、農地の荒廃化の解消と発生防止につなげます。

### 1 農地貸付促進事業 【新規】

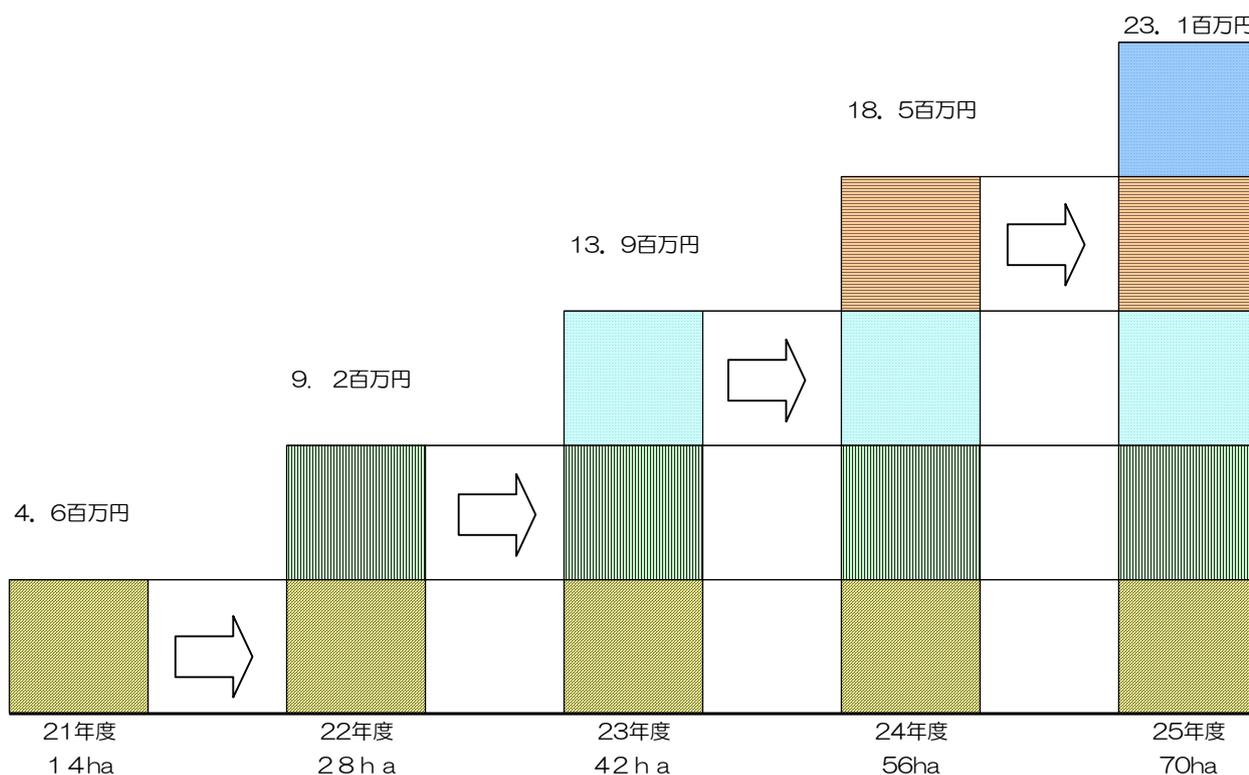
#### 個別施策と積算の考え方

市の仲介により農地を長期（6年以上）貸し付ける所有者に、毎年10a当たり33千円の奨励金を交付します。

（粗放栽培作物の10a当たり農業所得相当額54千円－標準小作料21千円＝33千円）

これにより、5カ年間で70ha（新規：30ha、短期から長期へ：40ha）の農地を長期貸し付けに誘導します。

\* 奨励金額（5年間合計）：70ha確保、69百万円



## 別紙 2-11<農地を守る>

◎**確実な担保**（いざという時の買取りなど）

# 公的機関による買取及びあっせん

農地については、農業振興策や担い手の育成など、農業を取り巻く課題に取り組むことで農業の活性化を図り、保全に取り組んでいるところです。しかし、相続税の支払いのため所有者が手放さざるを得なくなった場合に対応するため、市民農園用地に適した農地は市が買収し、市民が利用しやすい農園を開設します。あわせて、優良な農地を規模拡大農家等に集積するため、神奈川県農業公社と連携し、農地の流動化を促進します。

## 1 市民農園用地取得事業 【新規】

特区農園等民設民営で市民農園の拡大を図っていますが、市民の要望が強く※、現在の 25ha 強の開設面積では要望に応えられていません。特に中心区在住の市民は農園の利用機会が大変少ない状況です。

相続税の支払いのため手放さざるを得ない農地を、市が買取り、市民農園として活用します。また、新しい市民農園に遠距離からの利用が可能な施設（農機具置き場等）を併設するなどにより、収益性を高めます。

- \* 農地買収費 :  $30 \text{ 千円} / \text{m}^2 \times 8\text{ha} = 2,400 \text{ 百万円}$
- \* 農園整備費 :  $4 \text{ 千円} / \text{m}^2 \times 8\text{ha} = 320 \text{ 百万円}$
- \* 農園管理委託費 :  $75 \text{ 円} / \text{m}^2 \cdot \text{年} \times (\text{初年度 } 1.6\text{ha} \sim 5 \text{ 年目 } 8 \text{ha}) = 18 \text{ 百万円}$

※ 市民農園の潜在需要：

1 万人アンケートの結果、25.3%の市民が「野菜など栽培や収穫を行いたい」としていていますので、相当程度の潜在需要があると推定しています。

## 2 農地流動化促進事業 【新規】

農地を、担い手となる意欲的な農家に集積させていくための事業（農地保有合理化事業）を現在、神奈川県農業公社がおこなっていますので、相続が発生し農地を手放さざるを得ない農家の優良な農地については、県農業公社に買取(中間保有)を依頼します。

買収資金の借入にかかる利子(原則 2 年間)や売渡までの管理費を補てんします。

- \*  $4 \text{ ha} \times 1 \text{ 年分 (1 年目)} + 8 \text{ ha} \times 4 \text{ 年分 (2 \sim 5 年目)}$  の利子 = 270 百万円
- \*  $4 \text{ ha} \times 1 \text{ 年分 (1 年目)} + 8 \text{ ha} \times 4 \text{ 年分 (2 \sim 5 年目)}$  の管理費 = 40 百万円

## 別紙 3-1<緑をつくる>

◎緑化の推進（地域で取り組めば効果もアップ）

# 地域緑のまちづくり

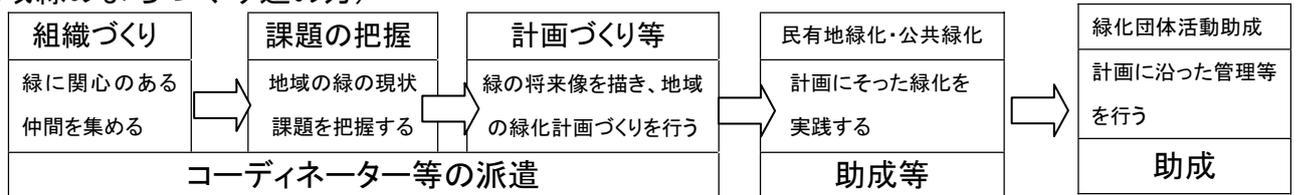
住宅地、商店街、オフィス街、工業地域などさまざまな地域にふさわしい緑化を地域ぐるみで進め、街に緑を増やします。具体的には、緑の専門家を派遣し、計画づくり等を支援するとともに、屋上壁面緑化等の緑化助成の拡充による民有地緑化推進と、公共施設や街路、学校などの緑化を、地域ぐるみで推進します。

これにより、緑の増加が実感できるとともに、地域の連帯感の形成も目指します。

1 地区あたり3か年を事業期間とし、地域の合意形成から、民有地緑化、公共緑化、団体の活動支援まで、地域における緑の街づくりに対し、一貫した支援を行います。1年あたり6地区（1地区平均30ha程度）着手します。

（注）1地区の規模は、小学校区、連合町会レベルから、単位町会レベルなど、さまざまな大きさが想定されます。

### （地域緑のまちづくり進め方）



### 1 地域緑化計画策定事業 【新規】

地域の合意形成による緑化計画や緑に関するルール策定のためにコーディネーター等を派遣します。また、計画やルールによる組織的な緑化推進や緑の維持管理や啓蒙・広報など、地域の緑化に関する団体活動を助成します。

- \* 課題検討・計画検討等 5百万円/地区×30地区 = 150百万円
- \* ルール検討等 8百万円/地区×24地区 = 192百万円
- \* 緑化団体活動助成 3百万円/地区×18地区 = 54百万円

### 2 民有地地域緑化助成事業 【新規】

地域において策定された緑化計画に基づく民有地緑化に対して助成を行います。

- \* 地域緑化助成 30百万円/地区×18地区 = 540百万円
- \* 屋上緑化助成 30百万円/地区×18地区 = 540百万円

### 3 公共施設地域緑化事業 【新規】

地域において策定された緑化計画に連携して、公共施設（学校芝生化含む）や河川、水路等公共用地の緑化を推進します。

- \* 公共施設緑化 28百万円/地区×18地区 = 504百万円
- \* 公共施設屋上緑化 21百万円/地区×18地区 = 378百万円

## 【参考】事業費の積算

### < 1地区（30ha）あたり事業費 >

（緑化の種別、メニューは地域での進め方や合意した緑化計画により柔軟に対応を予定）

種別	メニュー	概要	事業費 (百万円)
地域緑化計画策定事業 【新規】 (16百万円)	課題検討等 計画検討等	緑被現況調査、ワークショップ、組織 づくり、計画検討等	5
	ルール検討等	ルールの検討及び計画合意形成	8
	緑化団体活動助成		3
民有地地域緑化助成事業 【新規】 (60百万円)	地域緑化助成 (㎡あたり5千円)	助成率 1/2→2/3 上限額 1百万円→30百万円	30
	屋上緑化助成 (㎡あたり40千円)	助成率 1/2→3/4 上限額 0.5百万円→30百万円	30
公共施設地域緑化事業 【新規】 (49百万円)	公共施設緑化 (㎡あたり5千円) 設計:5百万円	学校・保育園・街路樹・区庁舎・河川 沿いの緑化・その他公共施設等	28
	公共施設屋上緑化 (㎡あたり40千円) 設計:5百万円	学校・保育園・区庁舎・その他公共 施設等	21
			125

### < 5か年あたり事業費 >

種別	メニュー	年度ごとの事業地区数						1地区あた り事業費 (百万円)	事業費 (百万円)
		21	22	23	24	25	計		
地域緑化計画 策定事業	計画検討等	6	6	6	6	6	30	5	150
	ルール検討等		6	6	6	6	24	8	192
	緑地活動団体助成			6	6	6	18	3	54
民有地地域 緑化助成事業	地域緑化助成			6	6	6	18	30	540
	屋上緑化助成			6	6	6	18	30	540
公共施設 地域緑化事業	公共施設緑化			6	6	6	18	28	504
	公共施設屋上緑化			6	6	6	18	21	378
								125	2,358

## 公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充

民有地への屋上壁面緑化助成や名木古木保存事業などの制度拡充、緑化用樹木の配布等により市民による緑化の取組を支援するとともに、公共施設においてもこれまで以上の緑化に取り組めます。

また、子どもたちが思いきり芝生に親しめるように、保育園や幼稚園、学校での園庭等の芝生化事業を推進します。

### 1 民有地緑化助成事業 【新規・拡充】

民有地への屋上壁面緑化助成や名木古木保存事業などの制度拡充、緑化用樹木の配布等により、市民による緑化の取り組みを支援します。

事業	現況	概要	5か年事業費 (百万円)
保育園・幼稚園 芝生化【新規】	—	助成 5千円/㎡×100㎡×20園×5年	50
区民花壇事業 (花やぐ横浜) 【新規・拡充】	—	助成 10千円/㎡×50㎡×20か所×5年	50
生垣設置事業 【拡充】	新設 6千円~/m ブロック塀撤去+生垣 9千円/m	ブロック塀撤去+生垣 20千円/m×250m×5年	25
屋上緑化助成 【拡充】	助成率 50% 上限額 0.5百万円	住宅系用途にも対象を拡大	25
名木古木 保存事業 【拡充】	現在 899本 診断費用の補助 50% 上限額 150千円	指定拡大 20本/年 協定	50
記念樹等 生産配布 【拡充】	人生の記念に対し て、市内生産苗を 配布（無料）	人生記念以外にも植樹用に配布 1万本/年	50

### 2 公共施設緑化事業 【拡充】

公共施設の緑化をさらに推進します。

事業	現況	概要	5か年事業費 (百万円)
公共施設緑化 (1%アップ) 【新規】	—	公共施設（学校芝生化を含む）や河 川、水路等公共用地の緑化率アップ 20,000㎡/年×5千円/㎡	500

### 3 公共施設緑化管理事業 【拡充】

公共施設の緑化について、良好な管理を推進します。

事業	現況	概要	5か年事業費 (百万円)
公共施設 緑化管理 【新規】	—	良好な管理の推進 対象面積：123ha 管理単価：290円/㎡	1,750

## 街路樹の維持管理

街路樹は、快適な緑陰をつくり、都市に潤いや憩いを与えるとともに、街並みの美観を向上させています。これら街路樹を良好に生育させ、市民に美しく豊かな緑を提供するとともに、歩行者や車両等の安全で円滑な通行を確保するための維持管理を行います。

### 1 いきいき街路樹事業 【拡充】

街路樹は限られた道路空間のなかで一定の樹形を保つ必要がありますが、維持管理費の減少が続き、せん定回数（せん定）の減少による、伸びすぎ、茂りすぎが生ずる一方、強せん定が原因となる樹形の乱れ、樹勢の衰退、景観の悪化等への対応が必要となっています。

そのため、街路樹のせん定頻度を高めることで、都市の美観を向上させるとともに、樹木の健全で良好な生育を図ります。

#### ■ 街路樹（高木）のせん定頻度の引上げ

現在のせん定頻度： 平均5年に1回程度（H20 予算 2.7 億円、対象高木数 26,722 本）

今後の計画： 3年に1回程度（H21 見込 4.2 億円、対象高木数 44,537 本）

\* 約 150 百万円（H20 予算からの増加分）× 5 か年＝約 750 百万円



強せん定されたケヤキの樹形



適切にせん定されたケヤキの樹形

**【参考】 維持管理経費全体及び街路樹（高木）本数の実績・今後の見込み**

維持管理経費には、街路樹（高木）のほか、中低木の維持管理費等も含まれます。

また、今後の見込みについては、高木のせん定頻度を「3年に1回程度」として算出しました。

<実績(過去10年)>

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20(予算)
維持管理決算（百万円）	763	756	676	722	689	597	562	567	650	748
維持管理対象のうち、 街路樹高木本数(千本)	126	127	129	130	130	131	132	133	133	134

<今後の見込み（対象量の増加と維持管理経費）>

年度	H21(見込)	H22(見込)	H23(見込)	H24(見込)	H25(見込)
維持管理予算（百万円）	901	905	909	916	920
維持管理対象のうち、 街路樹高木本数（千本）	134	135	135	136	136

## 2 樹林地保全施策における優遇措置等

制度の名称等		根拠法令等	対象	設置基準等	設置方法(期間)	優遇措置等	管理形態	行為制限等
法による制度	近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	市内全域(近郊緑地保全区域内)	近郊緑地保全区域の緑地で、樹林地等に類する土地が良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さを有している土地	都市計画決定(永年)	①固定資産税評価額が1/2 ②相続税評価額8割減(山林及び原野) ③相続税の延納利子税の利率の引き下げ ④相続等不測の事態等に、土地の買入れる旨の申出が可能	・原則所有者による管理 ・市民の森などとの重複指定の場合、通常の管理は愛護会へ管理委託可能	・区域内での開発等の行為は禁止 ・原則として樹林地保全上著しい影響を及ぼす行為は禁止
	特別緑地保全地区	都市緑地法	市内全域	おおむね5,000㎡以上の一団の良好な自然環境を形成する緑地(指定面積のおおむね1,000㎡への引き下げを検討)	都市計画決定(永年)			
条例による制度	市民の森	緑の環境をつくり育てる条例	市内全域	おおむね2ha以上の公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	市民の森契約(10年以上)	①固定資産税、都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金 ③更新時の継続一時金交付	・原則所有者による管理 ・散策路や広場等の通常の管理は市民の森愛護会へ管理を委託	・開発及びその土地の形質の変更等は禁止 ・所有権移転や権利設定をする場合は、市長と協議
	緑地保存地区	緑の環境をつくり育てる条例	市街化区域	500㎡以上の一団の樹林地	緑地保存契約(10年以上)	①固定資産税・都市計画税の減免 ②更新時に継続一時金の交付 ③緑地相談制度	・原則所有者による管理	・樹木の伐採(管理行為を除く)、土地の形質の変更等禁止
	源流の森	緑の環境をつくり育てる条例	市街化調整区域	おおむね5,000㎡以上の一団の樹林地(指定面積のおおむね1,000㎡への引き下げを検討)	緑地保存契約(10年以上)	①固定資産税の減免 ②更新時に継続一時金の交付	・原則所有者による管理	・樹木の伐採(管理行為を除く)、土地の形質の変更等禁止
	ふれあいの樹林	緑の環境をつくり育てる条例	市街化区域	主に樹林に覆われたおおむね1～2ha以上の土地で、市民の憩いの場として利用可能な区域	賃貸借契約(10年以上)	①固定資産税・都市計画税相当額と固定資産税課税標準額に1.3/100を乗じた額を合わせた額を賃借料として交付	・原則所有者による管理 ・草刈り等は愛護会へ市が管理を委託	・開発等の行為は禁止

### 3 緑の基本計画（平成9年策定）について

(1) 緑のオープンスペース20%の確保状況（樹林地、農地、公園の目標数値と各年度ごとの実績数値）

(単位:ha)

	1997年度末 (H9)	1998年度末 (H10)	1999年度末 (H11)	2000年度末 (H12)	2001年度末 (H13)	2002年度末 (H14)	2003年度末 (H15)	2004年度末 (H16)	2005年度末 (H17)	2006年度末 (H18)	2007年度末 (H19)	2010目標 (H22)
公園	1,624	1,668	1,751	1,776	1,796	1,830	1,858	1,876	1,890	1,928	1,950	2,930
緑地	1,288	1,298	1,323	1,333	1,346	1,376	1,402	1,411	1,424	1,421	1,416	2,220
農地	1,870	1,871	1,868	1,870	1,864	1,860	1,861	1,856	1,836	1,833	1,832	2,390
緑化・その他	1,227	1,216	1,251	1,265	1,292	1,317	1,321	1,333	1,372	1,418	1,464	1,300
合計	6,008	6,053	6,194	6,244	6,299	6,384	6,442	6,476	6,522	6,600	6,661	8,840
市域面積に対する 割合(%)	13.9	14.0	14.3	14.4	14.5	14.7%	14.8%	14.9%	15.0%	15.2%	15.3%	20%

※ 緑のオープンスペース

主に行政が主体となって確保することを目標としている樹林地、農地、公園、緑化などによるオープンスペース

(2) 個別事業の目標数値と各年度ごとの実績数値（市民の森、ふれあいの樹林、源流の森(旧水源の森)、緑地保存地区）

(単位:ha)

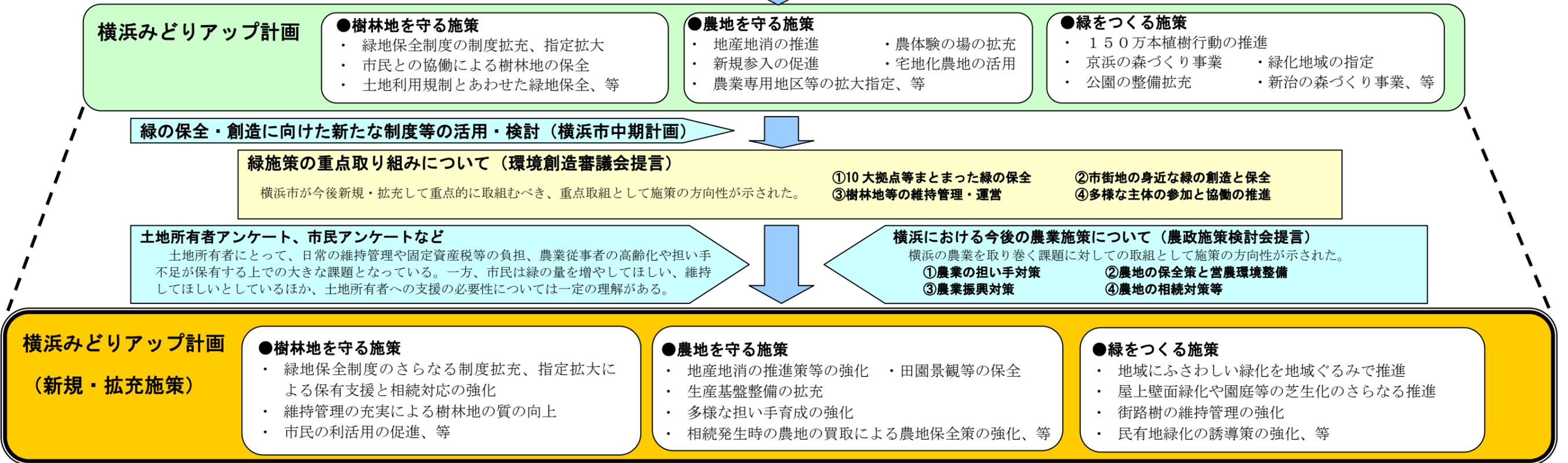
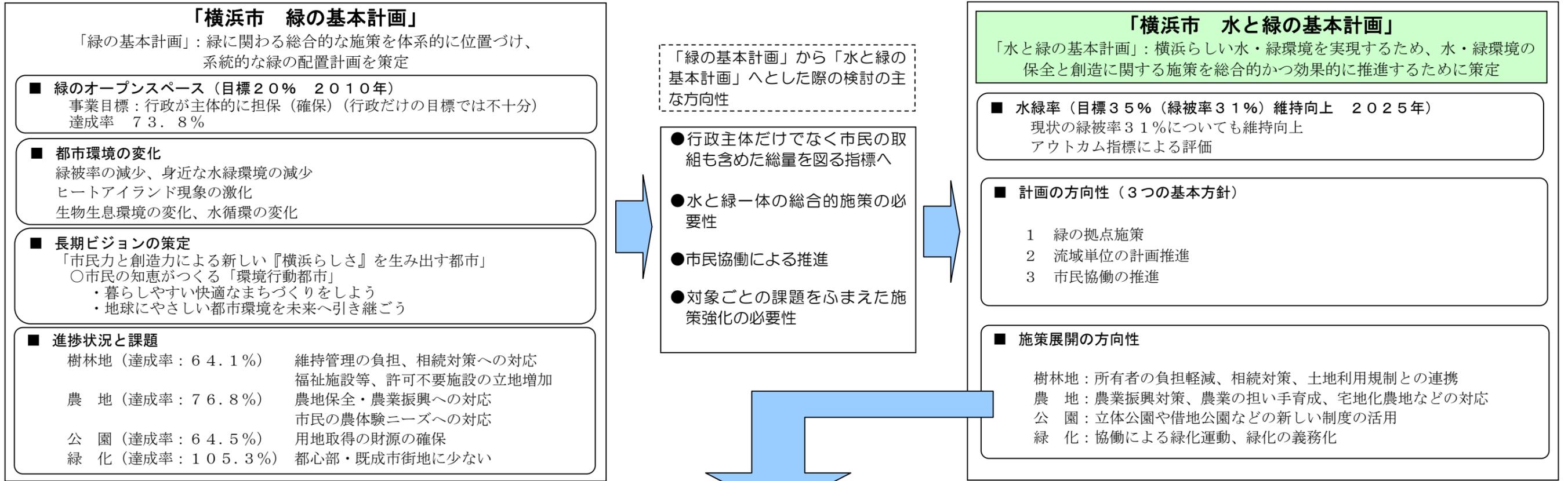
	1997年度末 (H9)	1998年度末 (H10)	1999年度末 (H11)	2000年度末 (H12)	2001年度末 (H13)	2002年度末 (H14)	2003年度末 (H15)	2004年度末 (H16)	2005年度末 (H17)	2006年度末 (H18)	2007年度末 (H19)	2010目標 (H22)
市民の森	438	438	452	381	387	390	409	416	417	419	419	610
ふれあいの樹林	21	21	21	21	21	21	21	20	20	20	20	50
源流の森 (旧水源の森)	11	16	11	11	11	11	11	11	11	8	10	100
緑地保存地区	192	191	183	180	180	174	173	172	170	163	160	300

# 4 緑の基本計画、水と緑の基本計画及び横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の関係

「横浜市緑の基本計画」は平成9年11月に策定され、行政が主体的に担保することを中心とした緑のオープンスペース20%確保を目標に、様々な施策を展開してきました。

そして、策定後の都市環境の変化、新たな長期ビジョンの策定や市民協働の推進、また、進捗上の課題を背景に、「横浜市水環境計画」、「水環境マスタープラン」と統合した「横浜市水と緑の基本計画」を平成18年12月に策定しました。「横浜市水と緑の基本計画」では、横浜らしい水・緑環境の実現を目指して、新たに「水緑率」を目標として導入し、①緑の拠点施策、②流域単位の計画推進、③市民協働の推進を基本方針として、さまざまな施策の方向性を示しています。

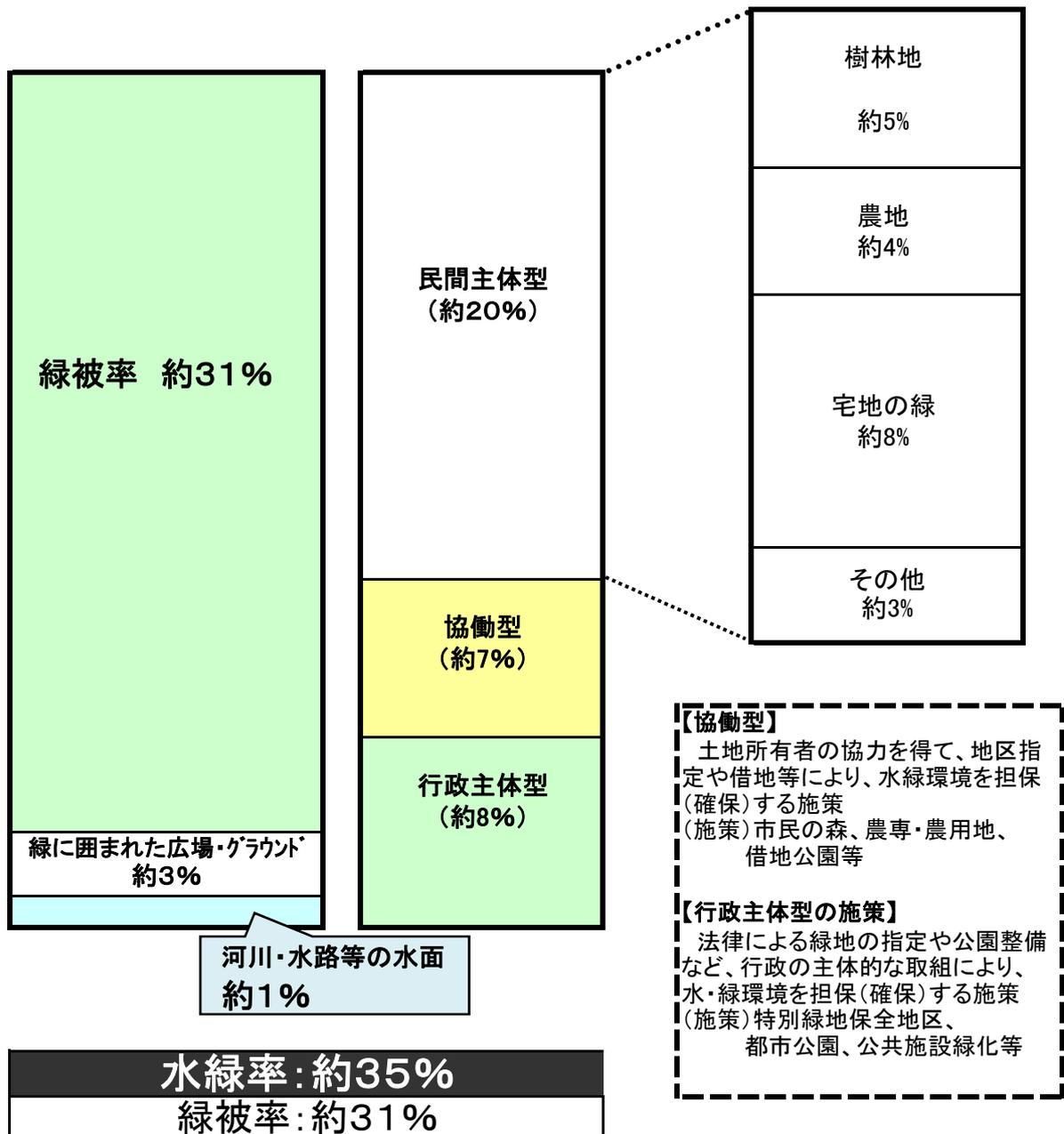
「横浜みどりアップ計画」は「横浜市中期計画」にも位置付けられた「水と緑の基本計画」のリーディングプロジェクトであり、緑の総量（緑被率31%）の維持・向上を図る計画です。そして、今回の「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」は、環境創造審議会の提言や土地所有者の抱える様々な課題や市民の声などをふまえて、「横浜みどりアップ計画」を拡充・強化するためのものです。



## 5 水緑率35%の内、担保済みの15%(行政主体分8%、協働分7%)以外の20%(民間所有分)の分析

行政施策として直接的に水・緑環境の担保（確保）を行う各施策毎の状況を見ると、市域面積の約15%を、行政主体型、協働型の施策により担保（確保）している状況となっています。

また、これ以外に、市域面積の約20%が、地区指定等のなされていない樹林地や農地、住宅地の緑など、民間主体の水・緑環境により構成されており、その内訳は、概ね、下図のような割合となっております。



※ 水と緑の基本計画 策定時

## 6 屋上緑化及び壁面緑化について

### (1) 助成実績（件数・面積）

年度別実績

年 度	H16	H17	H18	H19
面積（㎡）	105.0	44.9	55.5	566.3
件数（件）	4	2	2	11

### (2) 5か年の目標

屋上緑化等助成事業の目標緑化面積（㎡）

	H21	H22	H23	H24	H25	合 計
従来分	640	640	640	640	640	3,200
拡充分	250	250	250	250	250	1,250
合計	890	890	890	890	890	4,450

※別途「地域緑のまちづくり事業」の中でも屋上緑化等助成に取り組む予定

### (3) これまでの事業効果（市民の声、事業者の声）

- 「エアコン等の空調機器の使用量が減少した。」
- 「緑を楽しむ機会が増えた。」
- 「ビル利用者の憩いの場になっている。」
- 「市民が屋上緑化に興味を持ち、見に来るようになった。」

< 緑化助成例 >



緑化場所：中区住吉町6丁目  
(神奈川県不動産会館)

施工年月：平成19年11月

緑化面積：76.8㎡



緑化場所：保土ヶ谷区仏向町  
(相模鉄道和田町駅舎)

施工年月：平成19年11月

緑化面積：48.1㎡



緑化場所：鶴見区鶴見中央4丁目

施工年月：平成19年6月

緑化面積：100.8㎡



緑化場所：戸塚区戸塚町

施工年月：平成19年9月

緑化面積：36.8㎡

## 7 校庭の芝生化について

校庭の芝生化は、「横浜みどりアップ計画」における「緑をつくる施策」の一つとして、環境創造局が全体調整を行い、教育委員会事務局が実施します。

### (1) 実現のための具体化の方策

#### ア 対象校の選定

- (ア) 芝刈り・散水等で地域の協力を得られること。
- (イ) 維持管理に学校の協力を得られること。
- (ウ) 学校が芝生化を望んでいること。

#### イ 施工までの具体的な流れ

- (ア) 学校と教育委員会事務局で施工面積、管理方法等を決定
- (イ) 設計を専門業者に委託、施工業者を入札により決定
- (ウ) 学校の休み期間に施工

#### ウ 課題

- (ア) 一定期間の養生が必要なため、教育活動、学校開放等との利用調整が必要。
- (イ) 芝生の維持管理に労力を必要とする。
  - a 学校が地域の協力を得て行うこと（芝刈り、散水、施肥、雑草取り等の日常管理）。
  - b 専門業者が行うこと（芝生の成長を促すためのエアレーション、冬の期間に芝を保護するための冬芝の種まき等）。

### (2) 事業費

- ・ 施工費用            6校の平均コストは、5,000円/m<sup>2</sup>～10,000円/m<sup>2</sup>
- ・ 維持管理費用            "                            年間約100万円/1校

#### 【参考：本市の事例】

##### ○ 全面芝生化の事例

	不動丸 小学校	岡野 中学校	高田東 小学校	根岸 中学校	つつじが丘 小学校	小山台 小学校
芝生化 面積	2,300m <sup>2</sup>	1,900m <sup>2</sup>	3,050m <sup>2</sup>	4,800m <sup>2</sup>	3,600m <sup>2</sup>	2,800m <sup>2</sup>
施工 時期	平成14年 4月～8月	平成14年 4月～8月	平成15年 6月～8月	平成15年 6月～9月	平成16年 4月～8月	平成16年 4月～9月

##### ○ 部分芝生化の事例

鉄小学校（青葉区） 芝生化面積 約850m<sup>2</sup>    平成20年7月オープン

(3) 他都市等の事例 (19年2月現在)

○ 政令指定都市の事例

【教育委員会平成18年施設主管課長会・情報交換及び電話聞き取り調査(18.9)等により作成】

自治体名	校数(全面校数)	開始年度	芝生化費用	維持管理	維持管理費用	養生中の代替施設	苦勞・工夫等
札幌市	16校(2校)	15年度～	全額市が負担	教職員のみ	全面1校あたり90万円(雪対応及びエアレーション等)	無	①全面芝生化は16校中2校、その他は1,500㎡以下のサブグラウンド、中庭及び増築が不要になった増築予定部分で実施。 ②芝生管理は用務員だが、かなりの負担。水道代の負担も大。
さいたま市	3校(0校)	16年度～	全額市が負担	教職員のみ	1校あたり約90万円	無	①現在3校をテストケースで実施。検証を行っていく。 ②グラウンドの約5割程度芝生化
川崎市	5校(1校)	14年度～(試行)	全額市が負担(一部学校は芝張りをPTA等で負担)	学校と地域が協力して管理	学校及び地域が負担	無	①養生中の校庭利用ができないこと、利用時間や方法に制限があること、こまめな維持管理作業が必要なこと等が課題。 ②外周・一部のみ芝生化。18年度開校校を全面芝生化
名古屋市	1校(1校)	15年度～(試行)	全額市が負担	教職員のみ	年間70万円+オーバーシード	無	①毎年オーバーシードをしている。 ②芝生を良好に維持することが財政的に厳しく、拡大には至っていない。
京都市	3校(0校)	14年度～	NPOと市が負担(基本はNPO)	市(学校)と地域、NPOが協力		有	①グラウンドが複数ある学校で実施
大阪市	4校(3校)	17年度～	補助金等の交付。芝生整備費の1/2(上限200万)等	すべて地域が実施	地域負担	無	①芝生化にかかる費用の工面が地域の課題 ②維持管理に必要な専門知識についてNPO団体等の活用を検討
堺市	2校(0校)	15年度～	全額市が負担(モデル事業)	地域が管理主体	水代等を教育が負担	無(第二グラウンドを芝生化)	NPOが協力。グラウンド面積6,000㎡
神戸市	2校(1校)	13、18年度	全額市が負担	地域と協議して体制を確立する予定	今後決定	無	
北九州市	8校(1校)	16年度	全額市が負担	市(学校)と地域が協力して実施		無	①維持管理経費のかからない工法で実施。土壌整備をどの程度するかが課題。 ②中庭等をメインに芝生化実施

(東京都ホームページから抜粋)

東京都	18年度末 公立小中学校 53校	17年度～	公立学校補助対象の1/2	学校と地域が協力して実施	「緑の東京10年プロジェクト」 ■3年後の到達目標(H22) ・公立小中学校校庭芝生化 260校 50ha ・都立学校芝生化 約7ha ・私立学校、公・私立幼稚園、保育園の芝生化 約5ha		
-----	---------------------	-------	--------------	--------------	--	--	--

## 杉並区立和泉小学校（東京都）

7 校庭の芝生化について  
(3)他都市等の事例

### ◆学校概要◆

所在地	東京都杉並区和泉2丁目17番21号
児童数	342人
学級数	12クラス
校地保有面積	8,835平方メートル



### ◆事業概要◆

#### ■施設内容 グラウンド(芝生)(2,575平方メートル)

■工期 平成13年10月～平成14年3月

■事業費 33,000千円

#### ■特徴

体育に関する研究奨励校の指定を杉並区から受けました。区教育委員会の「校庭の緑地化」の取り組みに対し学校が希望し、区公園緑地課と教育委員会の協力を得て整備を行いました。

芝生導入に際しては、全教職員による十分な話し合いや目的の共有化を行い、全面芝生化を実施しました。初期の段階から地域住民との連携も行い、工事から維持・管理まで、地域と一体になった継続的かつ主体的な取り組みを行っています。

子どもたちの関わりも深く、工事中や日常的な維持・管理も教育の場と捉えた様々な取り組みを行っています。これらは、地域住民や子どもたちの芝生に対する愛着を一層高めています。

#### ■施設概要

子どもたちが、心も体もたくましく育っていくことを目的に整備を行いました。

芝生整備により、砂塵の減少、緑の増大、ヒートアイランド現象の緩和、地域との関わりが増大のほか、子どもたちの気持ちなどにも変化が見られるようになりました。学習などに対する意欲や積極性が出てきたほか、情緒の安定、校庭で遊ぶ機会の増加、怪我の減少、全員出席日数の増加、環境への関心の向上などの効果として現れています。また、芝生を地域的な財産として捉えられるようにもなりました。さらに、全面芝生化は子どもたちの開放感や芝生との触れあいという点でも、非常に効果的であったと教職員が受け止めています。

芝生化は新たな学習活動の誕生にも寄与し、様々な利用がなされています。

#### ■整備内容

芝種は、寒地型の芝草3種（ペレニアルライグラス、トールフェスク、ケンタッキーブルーグラス）を混合しており、現在では環境にあったペレニアルライグラスが多く占めています。

基盤には透水シートを敷き、洗い砂（80パーセント）と黒土（20パーセント）を用いています。

#### ■管理内容

平成14年度の主な維持・管理内容は、刈込（年間36回）、灌水（年間173回）、施肥（年間9回）、エアレーション（年間3回）、目土（年間3回）、播種（年間5回）、シート養生（随時）となっています。農薬はほとんど使用していません。近年の年間維持管理費は200～250万円程度となっています。

設備や維持・管理機器は、芝刈機（乗用式1台、自走式2台、手押し式20台）、移動式スプリンクラーなどを常備しています。

グリーンキーパーの協力を得て、週1回程度の診断を受けています。グリーンキーパーが維持・管理の方針や作業内容を決定し、それを踏まえ維持・管理作業を実施しています。

保護者・地域主導の維持・管理・運営組織「和泉グリーンプロジェクト」が中心となり、学校・家庭・地域住民の連携を重視した維持・管理及び運営が行われています。

組織は公募で、300名程度の会員です。週1～2回程度の維持・管理活動は自由参加が基本で、毎回15～20名程度の参加があります。他にも、イベントの企画や広報・情報発信（広報紙・冊子づくり）なども行っています。

■活用内容

主に体育の授業で利用しています。これにより運動のバリエーションが豊富になったほか、動きのダイナミック化も図れています。

芝生の維持・管理や育成の体験（芝刈り、播種・育苗・補植など）も学習の一環として実施しています。

地域参加型のイベントも実施し、これまでに芝生の上の映画会、和太鼓の演奏会、キャンプファイアーなどを行いました。

■課題

当初から関わっていた人の情熱や実務的な作業を、後継者の教職員や新しい保護者にどのように伝えていくか、芝生の誕生を目の当たりにした子どもたちと既にそこにある存在として芝生を捉えている子どもたちの意識のギャップ、予算の確保、芝生化したことによる効果の数値化などが課題としてあります。



芝生の上で遊ぶ子どもたち



芝刈機

## 小牧市立小牧南小学校（愛知県）

### ◆学校概要◆

所在地 愛知県小牧市若草町82  
児童数 717人  
学級数 22クラス  
校地保有面積 21,712平方メートル

### ◆事業概要◆

■施設内容 グラウンド  
(外周部芝生2,690平方メートル、内部ドライクレイ舗装4,683平方メートル)

■工期 平成15年4月～平成15年9月

■事業費 33,600千円

### ■特徴

小牧市では、学校の運動場について、砂塵防止や水はけの改良を計画的に実施しています。このような市の取り組みの中で、小牧南小学校では、砂塵防止対策として、芝生化を実施しました。

グラウンド（芝生）の整備にあたっては、芝生が継続的に維持されることを念頭に、利用頻度の高い場所はドライクレイ舗装とし、グラウンド外周部及びサブグラウンドを芝生化しています。また、維持・管理面での省力化を図るために、自動スプリンクラーや乗用型の芝刈り機を配備しています。



芝生の上で遊ぶ子どもたち

## 安芸高田市立美土里小学校（広島県）

### ◆学校概要◆

所在地 広島県安芸高田市美土里町本郷4535-2  
児童数 171人  
学級数 6クラス  
校地保有面積 10,199平方メートル

### ◆事業概要◆

■施設内容 グラウンド（芝生）（3,180平方メートル）

■工期 平成15年3月～平成15年8月

■事業費 30,430千円

### ■特徴

学校の統合にともなう新校舎建設にあわせて、グラウンド全面の芝生化を行いました。グラウンド（芝生）では体育などの日常的な利用を行っていることに加え、全校合宿や青空給食などのイベント、星空映画鑑賞会などでも活用しています。また、芝生を維持していくために、児童会により、次のような芝生利用の3箇条が設定されています。

- 一 生きている芝生を大切にやさしくふれあおう
- 二 笑顔いっぱい芝生の上で仲良く遊ぼう
- 三 みんなの広場心をこめて世話をしよう

### ■施設概要

子どもたちや地域住民などの利用者の健康保持、体力向上を図ることを目的として整備を行いました。また、素足で運動する裸足の教育を推進しており、植物を大切にする豊かな心の育成を期待しています。

芝生は、維持・管理が容易で、寒冷地に強いヒメノを使用しています。

基本的な維持・管理の多くは委託していますが、掃除時間での除草や芝生委員会（5、6年生が中心）での植え替え用の芝生の育成を子どもたちが行っています。また、保護者や地域のボランティアである「やろう会」による定期的な除草作業も実施しています。



芝生開き

文部科学省 ホームページ 校庭芝生化整備の事例より抜粋  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/ipp\\_qa.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/ipp_qa.htm)

## 芝生グラウンド福岡県立小郡養護学校（福岡県）

### ◆学校概要◆

所在地 福岡県小郡市下岩田2341-3  
児童数 198人  
学級数 37クラス  
校地保有面積 30,014平方メートル

### ◆事業概要◆

■施設内容 グラウンド（芝生）（5,635平方メートル）

■工期 平成15年11月～平成16年3月

■事業費 38,900千円

### ■特徴

グラウンドは全面芝生化の整備を行っています。主に、子どもたちが体育で利用しているほか、夏祭りや運動会などの屋外行事や、昼休みの遊びの場にも活用しています。

維持・管理は、学校の用務員が主体に行っています。農薬による消毒は行わないようにしており、日常的に除草を行っています。

また、運動会などの学校行事前には、保護者に協力してもらっています。

### ■施設概要

グラウンドの拡張にともない、より多くの子どもたちが屋外で積極的に活動することを期待してグラウンドの全面芝生化を行いました。

この結果、徐々に屋外で活動する子どもたちが増えてきています。

また、少々の雨の中でも運動会などの行事ができ、遠方からの通学者が多い状況の中での円滑な学校運営に役立っています。



芝生グラウンド

文部科学省 ホームページ 校庭芝生化整備の事例より抜粋  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/ipp\\_qa.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/ipp_qa.htm)

## 8 街路樹の維持管理について

### (1) 維持管理経費の実績（過去10年）

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
街路樹高木本数（千本）	126	127	129	130	130	131	132	133	133	134
維持管理決算（百万円）	763	756	676	722	689	597	562	567	650	748

※決算額には中低木の維持管理費も含む。H20年度は予算額

### (2) 現在の街路樹管理の課題と対応

#### ア 課題

街路樹は限られた道路空間のなかで一定の樹形を保つ必要があるが、維持管理費の減少が続き、剪定回数の減少による、伸びすぎ、茂りすぎが生ずる一方、強剪定が原因となる樹形の乱れ、樹勢の衰退、景観の悪化等への対応が必要となっている。



強剪定されたケヤキの樹形



適切に剪定されたケヤキの樹形

#### イ 対応

街路樹の剪定頻度を高めることで、都市の美観を向上させ、樹木の健全で良好な生育を図る。

現在の剪定頻度 : 平均5年に1回程度

今後の計画 : 3年に1回程度

### (3) 今後の維持管理経費の見込み（対象量の増加と維持管理経費）

年度	H21	H22	H23	H24	H25
街路樹高木本数（千本）	134	135	135	136	136
維持管理予算（百万円）	901	905	909	916	920

※ 維持管理経費の算出にあたっては、H21年度以降の高木の剪定頻度を、5年に1回から3年に1回程度にして算出

## 9 生産緑地について

### (1) 指定件数と面積の推移（制度開始から）

指定箇所数 (箇所)		平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
		1552	1636	1737	1851	1970	1982	1994	2001	2009	1992	2001	1991	1981	1970	1960	1933
内 訳	増加 (追加指定)		89	108	120	130	22	28	16	22	10	17	22	4	8	7	2
	減少 (廃止)		-5	-7	-6	-11	-10	-14	-9	-14	-25	-9	-32	-14	-19	-17	-29
	区画整理の換地 による変更							-2			-2	1					
	増減		84	101	114	119	12	12	7	8	-17	9	-10	-10	-11	-10	-27
指定面積(ha)		275.1	287.2	303.1	318.8	339.6	343.7	346.9	349.1	352.3	351.3	353.2	350.8	348.9	347.2	345.8	340.8
内 訳	増加 (追加、拡大)		12.6	17.8	16.9	22.6	6.1	6.0	3.5	5.8	3.1	3.8	3.5	0.6	1.8	1.0	0.8
	減少 (廃止、縮小)		-0.5	-1.9	-1.1	-1.8	-1.6	-2.7	-2.1	-2.8	-3.7	-1.8	-5.9	-2.5	-3.3	-2.5	-5.8
	国土調査、区画 整理による変更						-0.3	-0.1	0.8	0.2	-0.4	-0.2				0.1	0.0
	増減		12.1	15.9	15.7	20.8	4.1	3.2	2.2	3.2	-1.0	1.9	-2.4	-1.9	-1.6	-1.4	-5.0

\*内訳については、端数処理のため合計数字が異なる場合があります。

### (2) 買取申出及び買取の実績（件数・面積）（買取申出日：制度開始～平成19年3月）

買取申出実績		買取申出の要件		備考	横浜市が買い取った実績
件数 (面積(ha))	263 (35.7ha)	主たる農業従事者の死亡	200 (27.0ha)	※相続によるものを含む。	4 (0.6ha)
		主たる農業従事者の故障等	63 (8.7ha)		3 (0.3ha)

\*主たる農業従事者は、土地所有者以外の働き手も認められます。したがって、死亡を要件とする買取申出200箇所の全てが相続対象ではありません。

## 「横浜の緑の保全・創造施策と財源確保に関する市民意識調査」の 集計結果について

横浜みどりアップ計画の推進にあたり、将来にわたって緑の総量の維持・向上を図るため、新たな制度等の活用や財源確保策を検討していくこととしており、平成 19 年 12 月の横浜市環境創造審議会からの提言「緑施策の重点取組について」等をふまえて、新規・拡充施策やこれらに必要となる財源の確保策についての検討を進めています。

今回、これらの施策案をお示しした上で、広く市民の意識や意見を把握するために実施した「横浜の緑の保全・創造施策と財源確保に関する市民意識調査」の結果がまとまりましたので報告します。

### アンケート概要

#### 〔個人〕

- (1) アンケートの対象 市民 1 万人（無作為抽出した満 20 歳以上の市民）
- (2) 調査期間 平成 20 年 8 月 18 日（火）から 29 日（金）まで
- (3) 回収数 2,676 票（回収率 26.8%）
- (4) 集計結果 . . . . .【別紙】

#### 〔法人〕

- (1) アンケートの対象 法人 1 千社（無作為抽出した横浜市内に事務所のある法人）
- (2) 調査期間 平成 20 年 8 月 18 日（火）から 29 日（金）まで
- (3) 回収数 202 票（回収率 20.2%）
- (4) 集計結果 . . . . .【別紙】

「横浜の緑の保全・創造施策と財源確保に関する市民意識調査」  
集計結果（速報）

**個人**

調査対象	実施方法	調査期間	回収数 (回収率)
満20歳以上の 市民1万人	住民基本台帳及び外国人登録原票から 無作為抽出し、郵送配付、郵便回収	8月18日～ 8月29日	2,676 人 ( 26.8 %)

**法人**

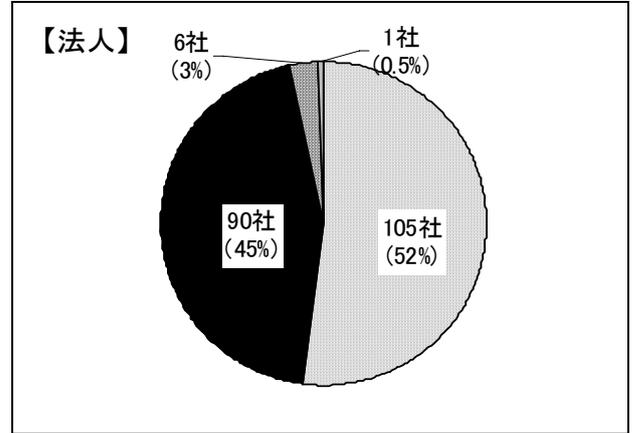
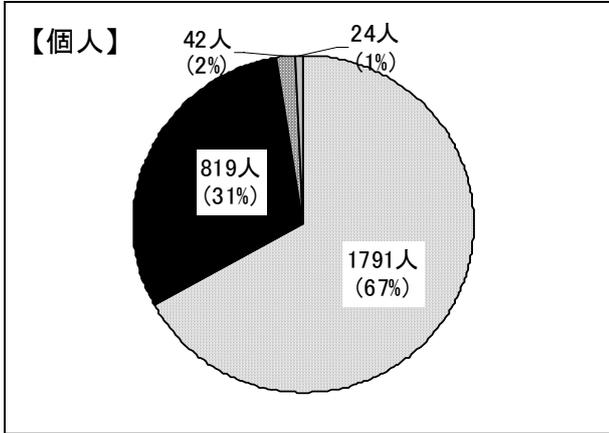
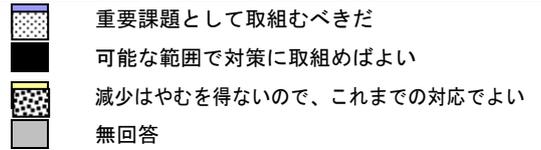
調査対象	実施方法	調査期間	回収数 (回収率)
横浜市内に事務所のあ る法人1千社	法人市民税課税台帳から無作為に抽出 し、郵送配付、郵便回収	8月18日～ 8月29日	202 社 ( 20.2 %)

\*回収数（率）平成20年9月1日到着分まで

問 1

横浜の緑が減少し続けています。このことについてどうすべきとお考えですか。

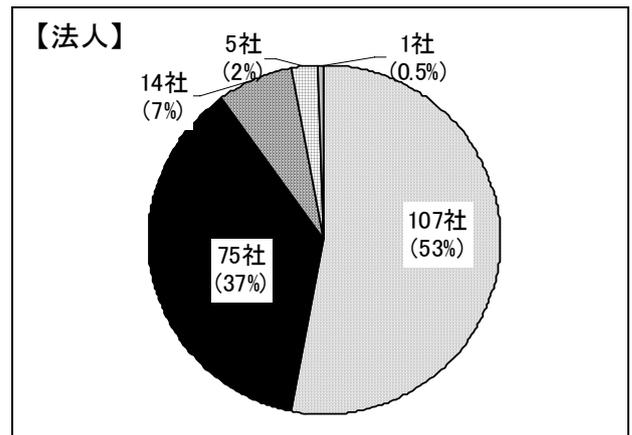
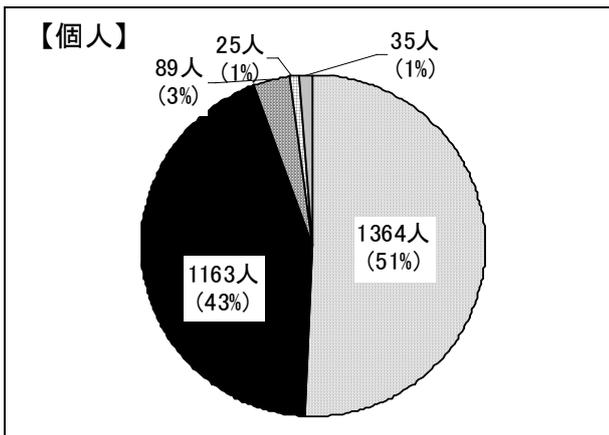
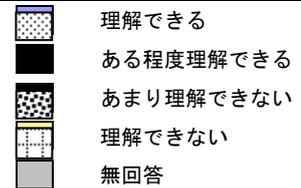
個人では、7割近い方が、法人では過半数が「重要課題として取り組むべき」と回答しています。



問 2

緑減少の原因・課題として「緑の多くは民有地に依存しており、土地所有者は日常の維持管理や相続などの負担が重く、維持していくことが困難になっている」としています。このことについてどうお考えですか。

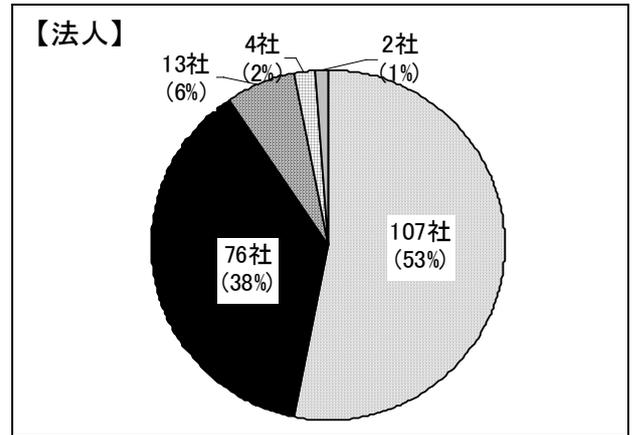
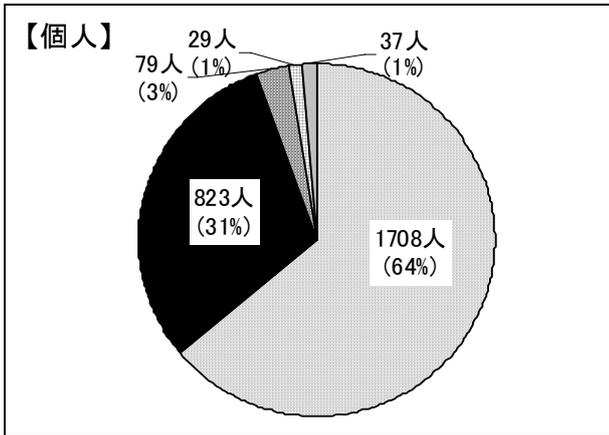
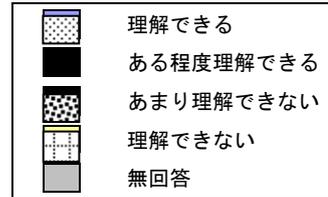
個人・法人とも90%以上が「理解できる」、「ある程度理解できる」と回答しています。



問 3

土地所有者や市民の声等をもとに、横浜みどりアップ計画の素案をまとめました。これは、樹林地・農地・緑化の各施策により、質の成果として「大都市だけどふるさがある横浜」と「街なかに緑あふれる横浜」を、量の成果として「緑の総量（緑被率 31%）を維持しつつ、長期的には向上」を目指すものです。この考え方についてどうお考えですか。

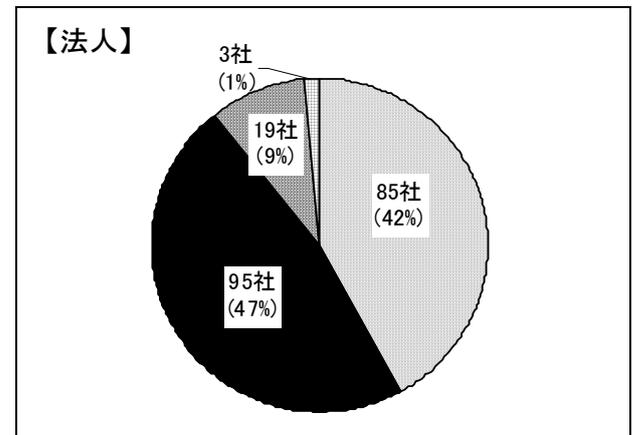
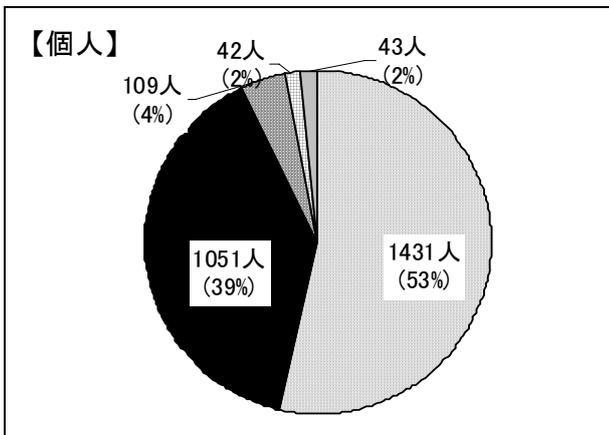
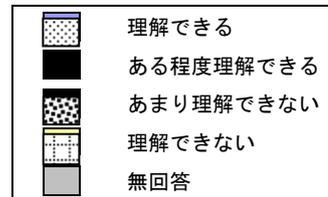
個人・法人とも90%以上が「理解できる」、「ある程度理解できる」と回答しています。



問 4

「樹林地を守る施策」について、樹林地の継続保有の促進といざという時の買取り、維持管理の推進、市民の利活用の促進などを提案しています。これについてどうお考えですか。

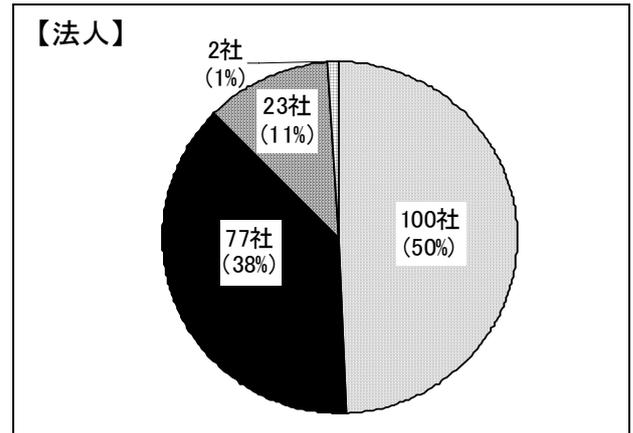
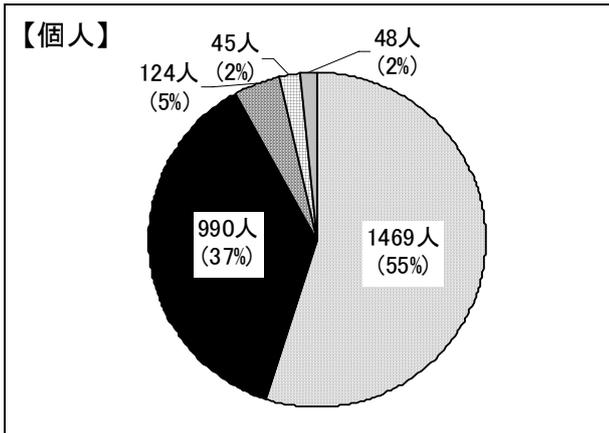
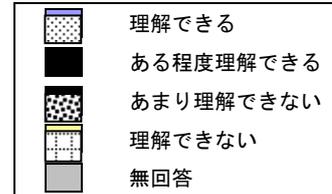
個人では約90%を超える方が、法人では90%弱が「理解できる」、「ある程度理解できる」と回答しています。



問5

「農地を守る施策」について、農地の継続保有の促進といざという時の買取り、地産地消の推進、農地保全、担い手育成などを提案しています。これについてどうお考えですか。

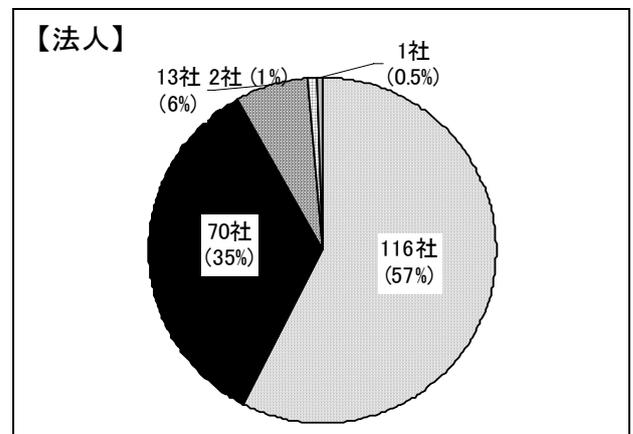
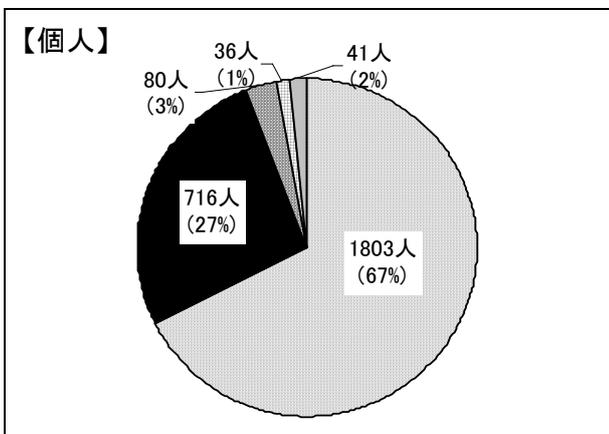
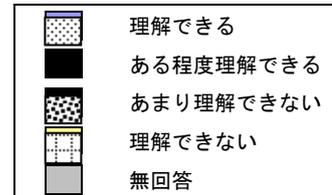
個人では約90%を超える方が、法人では90%弱が「理解できる」、「ある程度理解できる」と回答しています。



問6

「緑をつくる施策」について、地域ぐるみの緑化推進、学校等の校庭の芝生化、街路樹の魅力アップ、民有地の緑化推進などを提案しています。これについてどうお考えですか。

個人・法人の90%以上が「理解できる」、「ある程度理解できる」と回答しています。



**個人**  
問 7

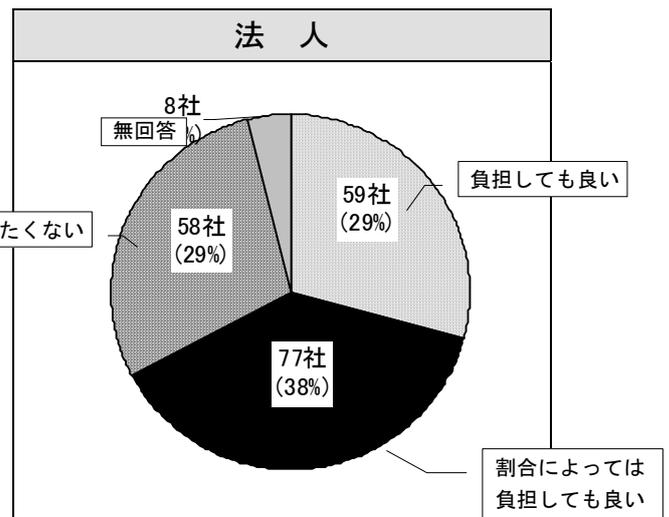
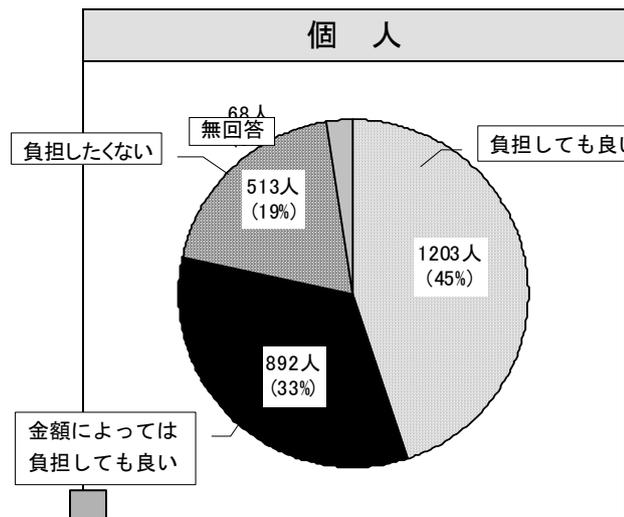
横浜みどりアップ計画の推進には、安定した新たな財源が必要であり、そのための一般財源として38億円/年を見込んでいます。これを仮に、全て、市民(個人・法人)の皆様へ新たな負担としてお願いする場合、個人では年間1,300円程度になると試算されます。この額を負担することについて、どのようにお考えですか。

**法人**  
問 7

横浜みどりアップ計画の推進には、安定した新たな財源が必要であり、そのための一般財源として38億円/年を見込んでいます。これを仮に、全て、市民(個人・法人)の皆様へ新たな負担としてお願いする場合、法人では年間均等割額の13%程度(6,500円~390,000円:別紙をご覧ください)になると試算されます。この割合を負担することについて、どのようにお考えですか。

1,300円について「負担しても良い」が45%、また「金額によっては負担しても良い」33%、「負担したくない」19%となっています

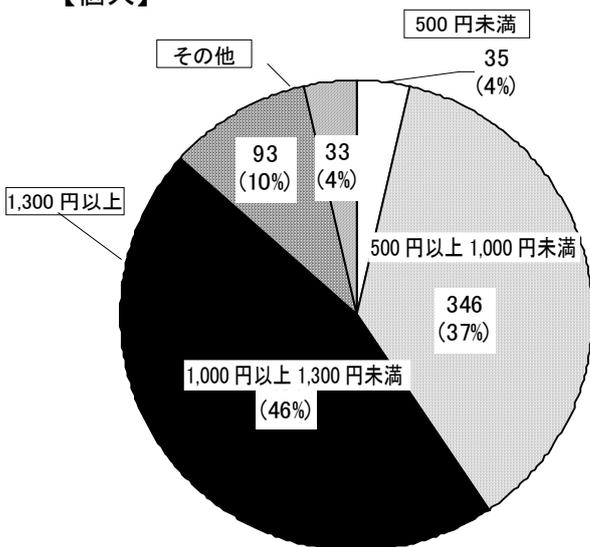
均等割額の13%程度の負担について「負担しても良い」が29%、また「割合によっては負担しても良い」38%、「負担したくない」29%となっています



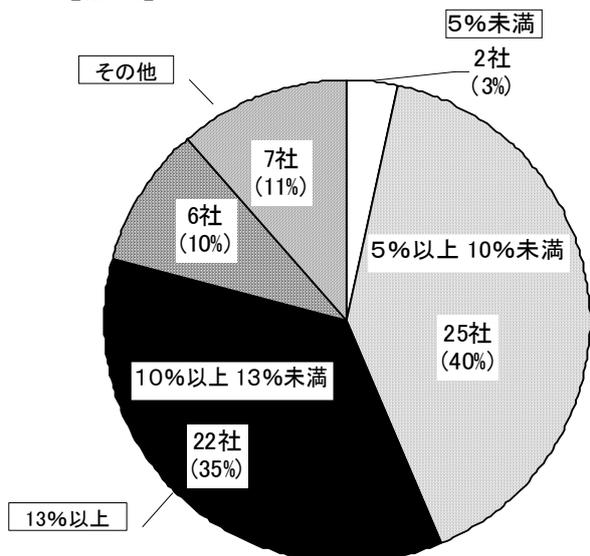
負担してもよいと思う金額

負担してもよいと思う割合

**【個人】**

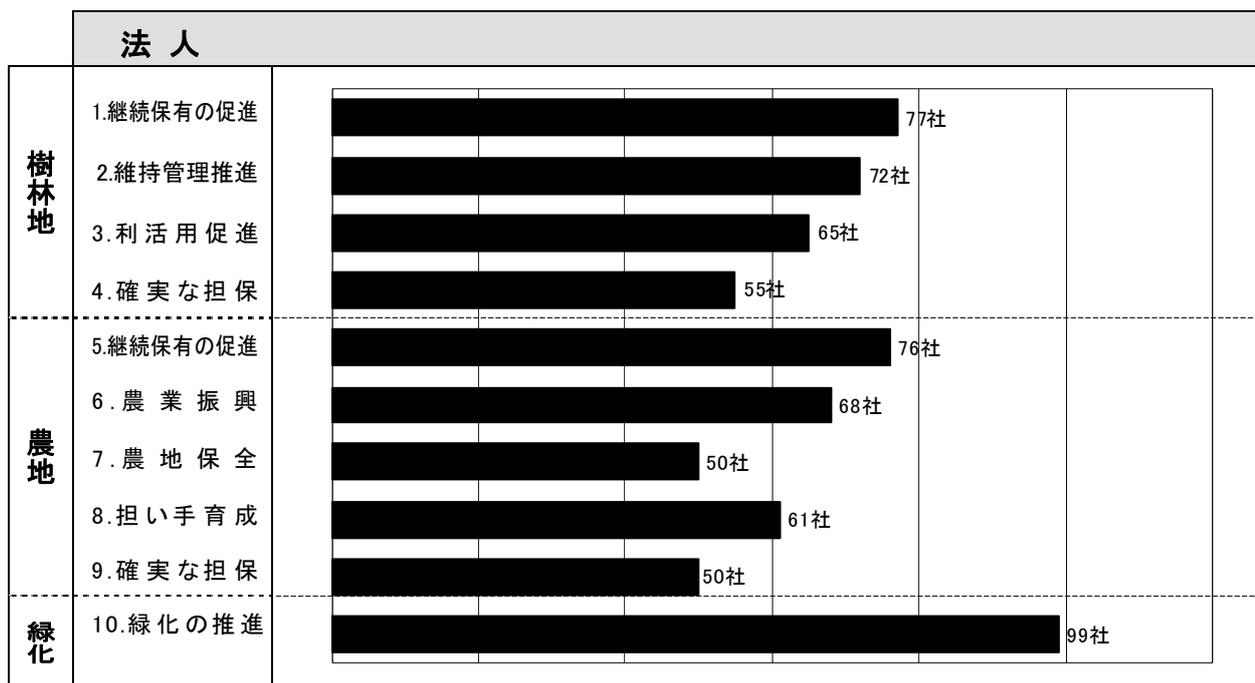
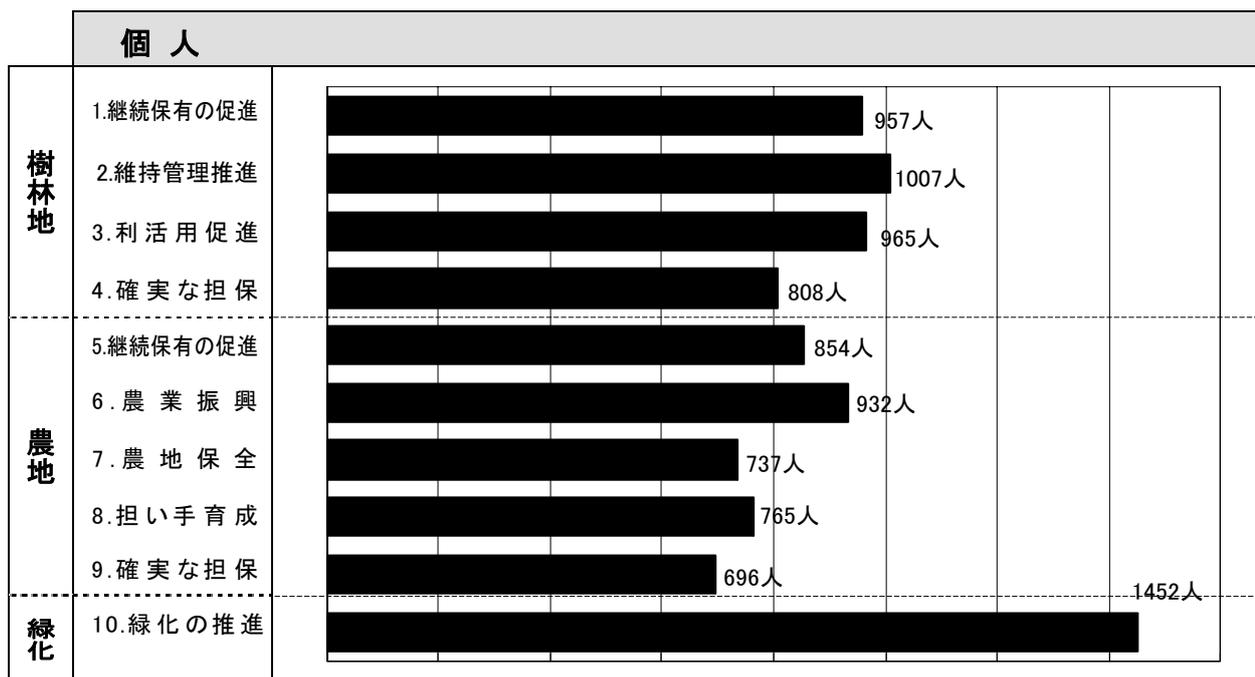


**【法人】**



問 8

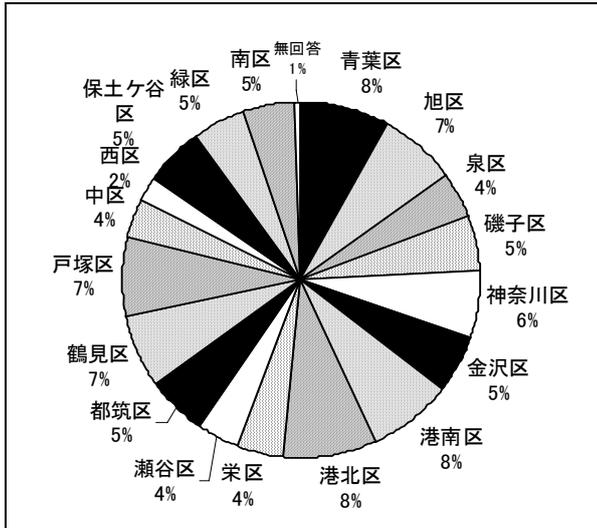
市民の皆様から費用負担をお願いする場合、横浜みどりアップ計画のうち、どのような取組みに優先して活用すべきと思いますか（複数回答可）



個人

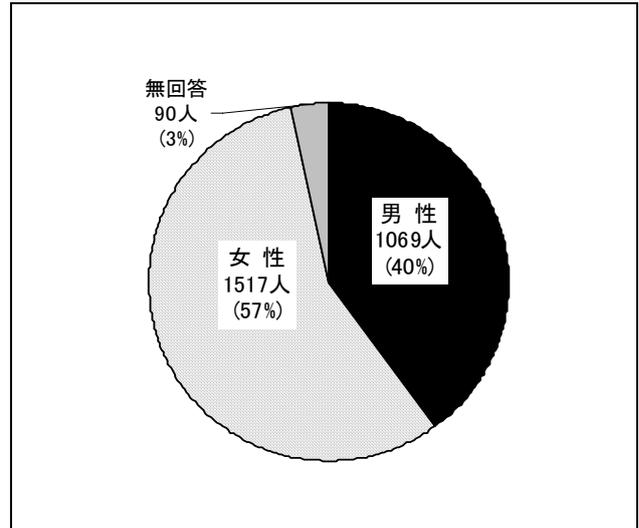
問 10

あなたは現在どちらにお住まいですか



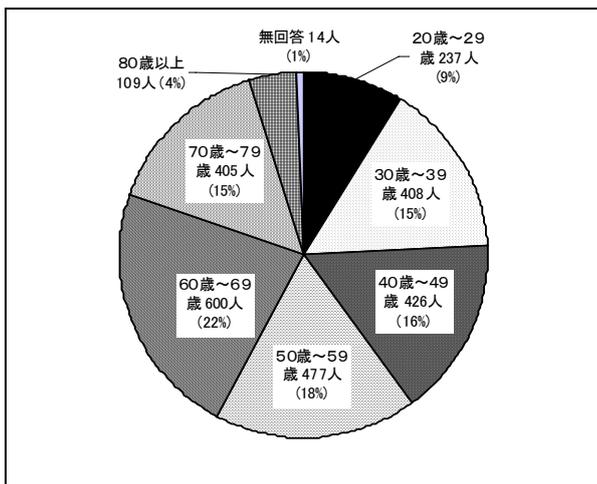
問 11

あなたの性別は？



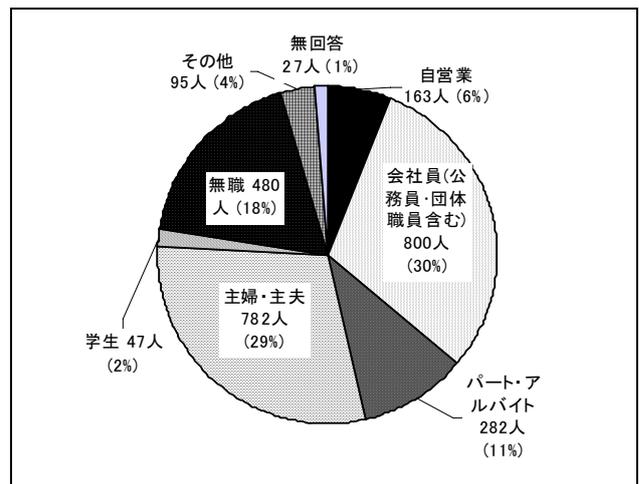
問 12

あなたの年齢はおいくつですか



問 13

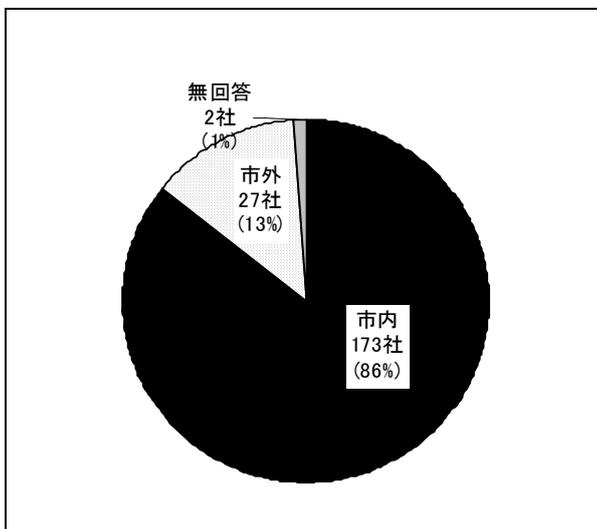
あなたのご職業は何ですか



法人

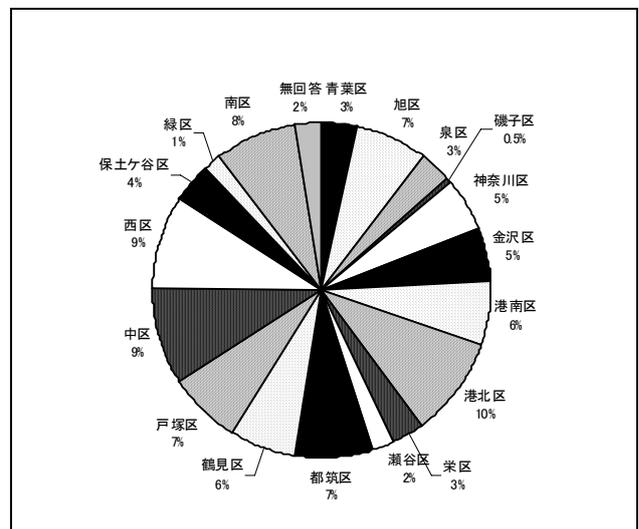
問 10

本社は横浜市内ですか 市外ですか



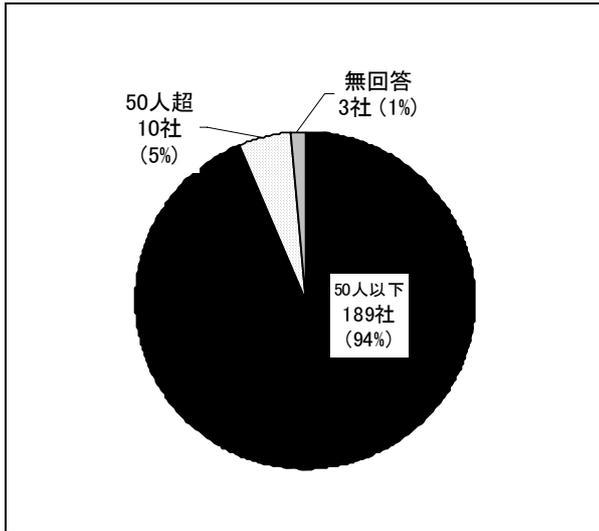
問 11

主たる事業所はどちらにありますか



問 12

問 11 の事業所の従業者数は何人ですか



問 13

資本金はおいくらですか

